

第一百四十二回

参議院外交・防衛委員会会議録第二十号

平成十年六月四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月三日

辞任

服部三男雄君

補欠選任

大野つや子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

竹村 泰子君
田村 秀昭君前川 忠夫君
泉 信也君

及川 順郎君

須藤良太郎君
武見 敬三君
吉田 之久君
高野 博師君岩崎 純三君
大野つや子君
塩崎 恭久君
鈴木 正孝君
野間 起君山崎隆一郎君
大越 康弘君
佐藤 謙君
太田 洋次君坂野 興君
鶴田 勝彦君
浦部 和好君
加藤 良三君上田 秀明君
阿部 信泰君立木 泉 信也君
田村 秀昭君英夫君
洋君

國務大臣

外務大臣
(内閣官房長官)
(防衛厅長官)佐藤 道夫君
小渕 恵三君
村岡 兼造君
久間 章生君外務省経済協力
局長
外務省条約局長
竹内 行夫君大島 賢三君
弘輔君

事務局側

常任委員会専門

大島 弘輔君

本日の会議に付した案件

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(及川順郎君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、服部三男雄君が委員を辞任され、その補欠として大野つや子さんが選任されました。

○委員長(及川順郎君) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹村泰子君 民主党の竹村でございます。おはようございます。

政府は、今回の法案提出に当たって、これまでのカンボジアなどのPKO活動を通じて武器使用のあり方を含め、要員などの安全確保及び具体的な安全対策の一層の充実の必要性や、人道的な国際救援活動における迅速かつ柔軟な派遣体制の確立などの必要性と反省を踏まえての法改正と、こういうふうにおっしゃっておりますが、具体的にカンボジア、アンゴラ、モザンビック、ザイールなどを含めましてPKO活動の反省点というのは何なんでしょうか。

○國務大臣(村岡兼造君) 今般の法改正は、カンボジア、ザイール等での活動を通じて得られました

外務省総合外交政策局長	外務省総合外交政策局長	防衛厅装備局長	防衛厅人事教育局長	防衛厅運用局長	防衛厅参事官	内閣法制局第一部長	内閣法制局第二部長	内閣平和協力本部事務局長	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
外務省総合外交政策局長	外務省総合外交政策局長	防衛厅装備局長	防衛厅人事教育局長	防衛厅運用局長	防衛厅参事官	秋山 收君	宮崎 礼壹君	茂田 宏君	山崎隆一郎君	大越 康弘君	佐藤 謙君	太田 洋次君
外務省総合外交政策局長	外務省総合外交政策局長	防衛厅装備局長	防衛厅人事教育局長	防衛厅運用局長	防衛厅参事官	及川 順郎君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君	及川 順郎君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君	及川 順郎君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君
外務省総合外交政策局長	外務省総合外交政策局長	防衛厅装備局長	防衛厅人事教育局長	防衛厅運用局長	防衛厅参事官	秋山 收君	宮崎 礼壹君	茂田 宏君	山崎隆一郎君	大越 康弘君	佐藤 謙君	太田 洋次君
外務省総合外交政策局長	外務省総合外交政策局長	防衛厅装備局長	防衛厅人事教育局長	防衛厅運用局長	防衛厅参事官	及川 順郎君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君	及川 順郎君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君	及川 順郎君	須藤良太郎君 武見 敬三君 吉田 之久君 高野 博師君	及川 順郎君

外務省アジア局長	外務省経済局長	阿南 唯茂君	上田 秀明君	阿部 信泰君	坂野 興君	鶴田 勝彦君	浦部 和好君	加藤 良三君	太田 洋次君	佐藤 謙君	大越 康弘君	山崎隆一郎君
外務省アジア局長	外務省経済局長	大島正太郎君	上田 秀明君	阿部 信泰君	坂野 興君	鶴田 勝彦君	浦部 和好君	加藤 良三君	太田 洋次君	佐藤 謙君	大越 康弘君	山崎隆一郎君
外務省アジア局長	外務省経済局長	大島正太郎君	上田 秀明君	阿部 信泰君	坂野 興君	鶴田 勝彦君	浦部 和好君	加藤 良三君	太田 洋次君	佐藤 謙君	大越 康弘君	山崎隆一郎君
外務省アジア局長	外務省経済局長	大島正太郎君	上田 秀明君	阿部 信泰君	坂野 興君	鶴田 勝彦君	浦部 和好君	加藤 良三君	太田 洋次君	佐藤 謙君	大越 康弘君	山崎隆一郎君
外務省アジア局長	外務省経済局長	大島正太郎君	上田 秀明君	阿部 信泰君	坂野 興君	鶴田 勝彦君	浦部 和好君	加藤 良三君	太田 洋次君	佐藤 謙君	大越 康弘君	山崎隆一郎君

た、武器使用のあり方を含めた要員等の安全確保及び具体的な安全対策の一層の充実の必要性や、人道的な国際救援活動における迅速かつ柔軟な協力体制確立の必要性等の教訓や反省を踏まえ、法の実施のあり方について見直しを行った結果、所要の改正を行うものでござります。例えれば物資の協力とか、これは国連難民高等弁務官とか、例をいいますと、ルワンダのときには停戦の合意がなくて難民の救援ではサイールの方にやつたとか、そういうことの教訓を踏まえてこの改正を行つてはいる、こういうことであります。○竹村泰子君 それでは、そういった反省点を踏まえての法改正ということで少し御質問をしていきます。まず、先日来この委員会でも問題になつております、武器使用の問題についてお伺いをいたします。○竹村泰子君 それでは、その法改正とということで少し御質問をしていきます。まず、先日来この委員会でも問題になつております、武器使用の問題についてお伺いをいたします。○竹村泰子君 それでは、その法改正とということで少し御質問をしていきます。まず、先日来この委員会でも問題になつております、武器使用の問題についてお伺いをいたします。○竹村泰子君 それでは、その法改正とということで少し御質問をしていきます。現行法では、武器の使用は自衛隊の部隊としてその国際協力業務に従事する自衛官の個人判断にゆだねられております。その使用に当たつては、正当防衛及び緊急避難の場合を除いては人に危害を与えてはならないとされています。これは基本的には自然権的自己保存という言葉であります。それは基本的には自然権的自己保存といつてはなりません。その国際協力業務に従事する自衛官の個人判断にて、自衛官個人の判断でなされるべきもの、こういうふうに九一年の衆議院PKO特別委その他で正當防衛及び緊急避難の場合を除いては人に危害を与えてはならないとされています。これは基本的には自然権的自己保存といつてはなりません。その国際協力業務に従事する自衛官の個人判断にて、自衛官個人の判断でなされるべきもの、こういうふうに九一年の衆議院PKO特別委その他で正當防衛及び緊急避難の場合を除いては人に危害を与えてはならないとされています。これは基本的には自然権的自己保存といつてはなりません。野村政府委員も答えておられます。しかし、久間防衛厅長官もおいでになりますけれども、自衛隊といふのは常に組織として訓練されているわけで、その行動も組織的なことを訓練されていると私どもは思ひます。常識的に考えても個人の判断にゆだねたということは、PKO国際救援活動における迅速かつ柔軟な派遣体制の確立などの必要性と反省を踏まえての法改正と、こ

制がそれものにならなければいけないと思いま
すけれども、どうしてあのときは個人の判断によ
ることとしたのか、これを改めて確認したいと思
います。

○國務大臣(久間草生君) その当時の議論をすべ
てつまびらかに私把握していないかもしれません
けれども、やはり考えますに、PKOに参加して
おります部隊の隊員の場合、通常の職務の遂行に
関して武器を使用するようなケースに基づかると
いうよりも、むしろ空間的にもまた地域的にもそ
れぞの、例えば寝ているときとかあるいはまた
その職務と関係ないときにもどこで襲われるかわ
からない、そういうときにやはり武器を使用する
ことが考えられます。そして、その場合はやはり
個々人の判断によるんだというような考え方から
武器の使用を認められて、そしてそれについては
自衛官の判断だというふうになつたんじやないか
と思うんです。

ところが、帰つてきましたいろんな隊員等の話
を聞いてみると、先ほど委員もおつしやられま
すように、曰ごろからやはり組織立つて訓練を受
けておる者として、カンボジアなんかでもそうで
ございましょうが、寝ているときに絶えず銃声が
聞こえたとか、あるいは土のうを積んで休憩をと
つたとか、そういうときに自分一人の判断でそれ
ぞれが行動するというのは非常に不安だという心
理的な圧迫を感じておつたというようなこともござ
いまして、曰ごろから部隊として訓練を受けて
いる彼らとしては、そういう身の危険を感じたと
きでもやはり上官の命によつて行動するという方
がかえつて統制がそれでいいのではないか、武器
の適切な使用につながつていくんじゃないかな、そ
ういう意見等が強かつたので今回の法の改正につ
ながつていつたわけでございます。

そういう意味では、その当時の個々人の判断に
任せることが適切であるというふうに言つていただ
のが必ずしもそうではなかつたというふうな理解
の仕方をしているわけであります。

ことのようにおっしゃいましたけれども、あなたは防衛庁長官ではなかつたのですけれども、あの当時はもちろん国会議員でいらっしゃつたわけで、私たちが自衛隊を海外に派遣してもいいのかと憲法との絡みで大変な抵抗というか野党側がそういう活動を繰り広げたわけです。

今度、防衛庁長官におなりになるときに当然PKOの見直しということが出てきたわけで、にもかかわらずつまびらかではないけれどもそのように聞いておりますとか、そういう御答弁は私は非常に不本意なお答えである、無責任なお答えであるというふうに思います。お忙しいとは思いますが、せめてあのときの議事録ぐらいはすべて読んでおいていただきたいと思います。

武器使用、aタイプ、それから任務妨害の排除のための武器使用、bタイプというのが議論の焦点であったというふうに思います。

国連のPKOマニフェストでは両方とも武器使用が認められているわけですが、我が國の場合、湾岸危機の際の結果的に戦闘になってしまった国連平和協力法案づくりの過程では、内閣法制局が、生命や身体の防衛は自己保存のための自然権的権利であり憲法が禁じる武力行使にはならないが、任務妨害に対する武器使用は軍事的組織に対する自衛隊の組織的な武器使用につながり、武力行使に当たる可能性が強いので容認できない、こういう理論構成をしておられました。

これは八〇年十月、政府が自衛隊の国連軍への派遣に関する答弁書で示した「目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」という憲法解釈を踏襲したからであります、指揮官命令による武器使用は、相手が國家組織の場合などは憲法九条第一項が禁止する国際紛争解決のための武力行使に抵触するという可能性が非常に懸念されておりました。この懸念はなくなつたんですか。

○國務大臣(久間章生君) PKOは、御承知のように五原則に基づいてやつておるわけでございます。そういうことで、国家的組織を相手に戦うと、いうようなことはまず考えられない。そういうようなことから、そういう問題は起つてこないというふうに思つております。

確かに、今おっしゃられましたようにaタイプとbタイプとございまして、bタイプの場合は部隊の言うなれば目的遂行のために武器を使用するということになりまして、これは武力行使との関係でやや問題がある可能性が強いというようなことをからこれについてはどちらといふことで、aタイプに限るということにしておるわけでござります。

○竹村泰子君 九一年九月に国会に提出された成立した現行のPKO法、武力行使を伴う可能性の

あるいわゆるPKF本隊業務にも自衛隊の部隊参加を認めるなどしましたが、その調整過程では、武力行使を伴う任務には自衛隊は参加できないとの従来からの政府見解との整合性を図るために、内閣法制局は、我が国が平和維持隊に参加し活動する場合、武器の使用は我が國要員の生命、身体の防衛のために必要最小限度のものに限り、停戦合意の前提が崩れて短期間に回復しない場合には参加部隊の派遣を終了させる、このような前提を設けることにより、他国が武力行使しても我が国は武力行使をせず、他国の武力行使と一体化しないことが確保できる、その意味で憲法九条に反するものではない、解釈を変えるわけではないというふうに工藤内閣法制局長官は衆議院のPKFO特別委員会、九一年九月、そのように言つていらっしゃいます。

このような経過から見て、政府の見解は微妙に変わってきた、法制局の見解も微妙に変わってきました。これはマスクなども、容認してきた、緩やかになつてきたというふうに伝えておりますけれども、万一、武力行使という状況になつても自衛隊は撤収する、そういうことを前提とするのでとしたPKOへの自衛隊参加は可能であるということなんですね。

その一方で、任務妨害の排除のための武器使用については、それが全部武力の行使になつて憲法違反かといふことには必ずしもならないと、これも工藤さんが言つておられます。とされておりまして、その場合もケース・バイ・ケースによるというふうになつているんです。

武器の使用と武力の行使、憲法九条との関係、今私が言つたように従来整理をされてきたと言つてよいのかと思ひますけれども、改めて政府から従来の答弁を踏まえて整理された基本的な見解をお聞きしたいと思います。

国民は、こういう何かどことなくちぐはぐでごまかしがあるような、何となく変だな、しかし武力行使をやつてしまつたら、これは海外での武力行使は憲法違反じゃないか、そういう声が非常に

大きい。私のところにもPKO法の改正を通さないでくださいという大変なアクセスが入っております。こうした基本的な枠組みは今回の改正によります。それでもいささかも変わることなく維持されるのか、国民が十分納得するようわかりやすく明快に説明を願いたいと思います。

をいうと解される。
その上で、

憲法第九条第一項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又

は自己と共に現場に所在する我が國要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第九条第一項で禁止された「武力の行

【候】には当地ならぬ
といふふうに述べておるといふやうがござる。

さうして、今回の改正は關係がござります命令に、基づく武器の使用に関しましては、これは平成三年十二月五日の当参議院の国際平和協力等に関する特別委員会における当時の法制局長官の答弁でございますが、例えば生命、身体の防護のためにやむを得ない必要があるとき集団的に行つたからといって憲法上問題があるということにはならない旨を答弁しているところでございます。

以上のようなことでございまして、このような基本的な憲法解釈につきましては、今回の法改正におきましてもいささかも変更されるものではございません。

（日本軍士官 少し話しく分り合してお答えしたが）
いたようで、私は次の質問で、どうして今回の改
正で武器の使用が自衛隊員個人の判断から上官の
命令による使用へと変わることになったのか、見
解を改めるにはそれなりの理由が必要だが、従来
否定的だった指揮官命令による武器の使用が今度
は上官命令による武器の使用とすることについ

○政府委員(秋山收君) 私どもの立場で憲法論の観点から御説明を申し上げるとすれば、先ほどどうぞよつと先走つて失礼いたしましたけれども、お答えしたとおりでございます。

○竹村泰子君 上官の命令による武器の使用、それは命令の結果それが複数の隊員によって行われることになれば、外形的には組織としての武器使用にほかならなくなるのではないですか。しかもその相手が国家組織であれば、まさにそれは憲法が禁ずる武力行使そのものに限りなく近づくことになる。このような場合、憲法違反の問題は生じないんですか。国家組織とは言えないようなゲリラ、匪賊などというような、前のPKOの国会の議論のときにはそういうことも出ておりましたけれども、相手が国家組織であれば、あるいはきちんと組織をされた組織体であればどうなんですか。

○政府委員(秋山牧君) 平成三年の国会で議論されましたのは、いわゆるタブー兵器使用につきまして、それが態様によつては先ほど申し上げました憲法第九条の武力の行使の定義に該当するような状況が生じて、場合によつては憲法九条との関係で問題が生じ得るということを申し述べているのでございまして、武器の使用が例えば自己または自己とともに現場に所在する我が国の要員の生命、身体を防衛するためといいわゆるヨタイプ武器使用のような場合には、仮にそれが命令による、したがいましていわば集団的な形態の武器使用となつたといいたしましてもそもそも憲法上の問題が生じないということをございまして、このことは平成三年のときから申し述べているとおりでございます。

○竹村泰子君 ちょっとよくわからないんですけども。相手が組織的なものであつても、そして明らかに外から見ていると軍隊と軍隊が戦つていると見えますね。こちらも外国に行くと、自衛隊は幾ら軍隊ではないとおっしゃつたって軍隊ですから。それが戦つていると見える、そのときに憲法九条に違反しない、そういうことですか、今の法の観点から見ました我が国の自衛隊員の行為の

に現場に所在する我が国要員の生命・身体の防衛、そのための行為であるということをございます。したがいまして、お尋ねのような状況が仮に生じたとしましても私どもは憲法上の問題は生じないものであるというふうに考えているところでございます。

○竹村泰子君 村岡官房長官は武器の使用と武力の行使の関係について、

一般に、憲法第九条第一項の武力の行使とは、我が國の物的・人的・組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいいますが、自己または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命または身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の武器使用は憲法第九条第一項で禁止された武力の行使には当らないとしており、また、命令に基づく武器の使用に関して、例えば生命・身体を防護するためにやむを得ない必要があるとき、集団的に行つたから憲法上問題があるということはならない

と先日の四月三十日衆議院の本会議で答弁していらっしゃいます。

橋本総理も、武器の使用を現場にある上官の命令に係らしめることによって、こうした武器の使用が統制のとれたものになり、いわば集団的に行われるものとなる場合があるとしても、その場合はあくまで自己保存であつて武力行使にはならないといふふうに、これも衆議院の本会議で答えておられます。

このように、個人判断から上官命令に変わつても、また集団的な武器使用であつても、相手が組織的な軍隊であつても、自己保存のための自然権的権利であるとする見解には変りがないとしておられるわけですが、なぜそうなるのか私にはわかりません。明確に説明されていないと思います。ここまでしか言つていらっしゃらないんでお答えください。

○國務大臣(村岡兼造君) 今、法制局からもいろいろの説明がございました。前からお答えしておりますように、カンボジア、ザイール等への派遣の経験等から、武器の使用が個々の隊員の判断にゆだねられている現状では、集団で行動している場合において、状況によっては統制を欠いた武器の使用によりかえって生命、身体に対する危険や事態の混乱を招くことがあり得るとの問題点が感得され、また、当時は未経験でございましたが、国連平和維持活動への参加各国の実情からも確認されているところであります。

そこで、いわば自己保存のための必要最小限の武器の使用という点を何ら変更せずに維持した上で、その一層の適正を確保するため、原則として現場にある上官の命令によることとするものであり、またこれまでにも命令に基づく武器の使用に関する「例えば生命、身体の防護のためやむを得ない必要があるとき、集団的に行つたから憲法上問題があるということにはならない旨の答弁」をいたしているところであります。

したがつて、今般の改正法案は何ら憲法に抵触するものではないと考えております。

○竹村泰子君 官房長官は私もお人柄、そしていろいろなところで御発言、注目しておりますし、すぐれた方であるというふうに思いますけれども、今の御答弁は全然国民には理解できない御答弁ではないかと思います。そもそもPKOで自衛隊が海外に行くことについて国民的の大反対があつたわけですから、やはりもう少しあくわかるような明確な説明が必要なのではないかと思います。

ちよつと視点を変えましょ。

上官の命令で武器を使用しますね。その結果、武器を持つて戦うのですから当然相手に危害を加えます。人も殺します、傷つけます。そのとき、正当防衛及び緊急避難であつたかどうかが問われるのは從来どおり武器を実際に使用した自衛官個人でしょうか。それとも命令を下した上官のみがあるいは責任を問われるのか、そのところはどう

○政府委員(茂田宏君) お答えいたします。
今般の法改正は、集団で行動している場合における統制を欠いた武器の使用によりかえつて生じる命、身体に対する危険または事態の混亂を招くことがあり得るとの問題点を踏まえ、法第二十四条の武器の使用について、原則として個々の具体的な状況に応じて最も適切な判断をすることが期待できる現場にある上官の命令によるものとするものにより、その一層の適正を確保しようとするものであり、法二十四条の要件に適合しない武器の使用がなされることは想定しがたいと考えております。
しかし、あえて仮定の議論として申し上げれば、法律に基づかない武器の使用が許されないことは当然であるので、万が一にも法二十四条の要件を欠く武器の使用の命令があれば、それは違法な命令であり、そのような命令を発して武器を使用させた上官については懲戒処分、さらには刑事罰の対象となり得ることがあり得ると考えます。
他方……
○竹村泰子君 私が聞いているのはそういうことです。法律に基づかない武器の使用が許されないことは当然であるので、万が一にも法二十四条の要件を欠く武器の使用の命令があれば、それは違法な命令であり、そのような命令を発して武器を使用させた上官については懲戒処分、さらには刑事罰の対象となり得ることがあり得ると考えます。
○政府委員(茂田宏君) 万一起こった場合にはどうなるかという説明を申し上げているわけであります。
○竹村泰子君 しかも、上官が不当な命令を出した場合にはどういうふうなお答えでしたけれども、そうじゃなくて今戦いが起きた場合に、それはもう当然起り得るでしょう、紛争しているところへ行くわけですから。停戦合意が成立をしていても、としても、やっぱりいろんな人たちがいるわけですから当然起り得ることもあるでしょう。そのときにどちらが責任をとるのかと質っているんですよ。だれが責任をとるんですか。
○政府委員(茂田宏君) 先生のおっしゃるその責任という意味ですけれども、上官の判断によって

上官が武器使用については命令をするというのがある。今回改正したいということであります。そういう意味では、武器使用の判断の責任は上官にあるということです」といいます。

ただ、この上官の命令が間違ったような場合、そのときに上官の責任なのか、その命令を受けた隊員の責任なのかということについての責任の所在のあり方を先ほど答弁しようとしていたわけでございます。

○竹村泰子君 ちゃんと茂田さん聞いていてください。上官が間違った命令を出すことも、人間だからそれは間違うこともあるかも知れないけれども、間違った命令だったかどうかだつたか、その判断をたががするのかわかりませんが、間違った命令を出したときにはそういう命令を出した上官が罰せられるんでしよう。個人が罰せられるんですね。

○政府委員(茂田宏君) 先ほど答弁の途中で中断いたしましたけれども、もう一度繰り返します。万が一にも法二十四条の要件を欠く武器使用の命令があつた場合、それは違法な命令であつて、そのような命令を発して武器を使用させた上官については懲戒処分、さらには刑事罰の対象となり得ることになります。他方、上官の命令に従つたにすぎない隊員については、原則としてその責任を問われることはないと考えております。

ただ、上官の命令に重大かつ明白な違法があり無効である場合にはそれに従う義務はなく、そのような無効な命令であることを知りながらあえて武器を使用した隊員については懲戒処分、さらには刑事罰の対象となり得ることがあり得るといいます。

○竹村泰子君 ややこしくて、そういう理屈は全然国民党には通じませんですね。

では、上官の命令についてちょっと伺います。

今回の改正によって、武器の使用は原則として現場にある上官の命令によると。いかなる者がどこにいる上官に当たるかということで先日も御質

問があつたと思いますが、現場にある上官に関する問題で、五月七日の衆議院安全保障委員会で、茂田さん、国際平和協力本部事務局長でいらっしゃるのですが、「上官」というのは、その現場にいる自衛隊員の集団がござりますけれども、その中で、指揮命令系統の中で上位に位する者という人でございます。もしその現場に指揮命令関係には入っていないけれども位の高い人がいたとしても、その人は上官には当たらない。その現場にいる自衛官の中の指揮命令系統に入っている人の上位の人という意味でござります。」と言つていらっしゃる。

これに対し、太田防衛省運用局長は、「例えば二人でトラックに乗つて運転していたとは、場合に、その人は形式的に部隊指揮官ではないかも知れません。ただ、その場合に上下関係があつて、上官ということであれば、その人が武器の使用についての命令を下すというふうに考えておりまします」というふうに違う答えをしていらっしゃるんですね。

両者のお答えを比較しますと、茂田さんは、指揮命令系統に入つていて上位の人が、もつと大将とかいろいろ偉い人がいても、指揮命令系統の上官であり、入つていなければ上官には当たらないと。太田局長は、指揮命令系統に入つていなくても位の高い人が上官に当たると。両者の御答弁が食い違つていますけれども、どうなんですか。

○政府委員 茂田宏君 お答えいたします。

改正法案第二十四条に規定する上官とは、一般的の公務員であれば上司に相当するものでありますて、個々の自衛官等に対し正当な指揮権限を有する者を指し、部隊の長たる指揮官とは異なる概念でございます。

改正後の国際平和協力業務の実施に当たつては、部隊構成員として派遣される自衛官については、集団で行動する場合においては、現場における上官が明確になるような措置をとることとしておりまして、御指摘の運用局長の答弁は、かかる場

合の上官について述べたものであります。

したがつて、先般の私の答弁と運用局長の答弁との間には何ら食い違いはないというふうに考えております。

○政府委員(太田洋次君) お答えします。
今、事務局長の方からお答えしたとおりでござ
いますけれども、若干敷衍させていただきます
と、私が実際にわかりやすい例として、トラック
を運転した場合のお話を申し上げました。これは
要するに、実際に上官といい、部隊指揮官といい、
その意味で共通している概念である点は、そこは
指揮系統にあるということになります。

それから、実際にトラックの例で申し上げますと、二人いたと。その場合の指揮系統が、一人が上位にあればその人が上官になるということをございまして、先般の事務局長と私の答弁は理屈の面とそれが実際の例を申し上げたわけございまして、その点で何ら食い違うというふうには考えておりません。

この場合、もう一つ事務局長がお答えしました、実際には例えば階級の上位の者がたまたまその場に居合わせると、しかし、業務としてそこで指揮関係はないという場合に、そのたまたま居合わせた一番上位の者が、上位であるからといってその面で上官というふうにならない場合がある、こういうことを申し上げたわけでございました。

○竹村泰子君 全然わからないんですけれども、その指揮命令系統の上位の人を上官と言うと、では、二人でトラックに乗つて運転して、あるいは二人ないし三人で運転していた場合に何事が起きて、ゲリラに襲われるとかいろいろなことがあって紛争があった場合、だれが責任をとるのかといふことは、その中の身分の高い人であつて、位の上の人であつて、それは上官ではないけれども、そのときには上官になるということなんですか。

○國務大臣(久間草生君) ちょっととかみ砕いてわかりやすく言えば、こういうことでございます。

例えば、今ゴラン高原に行つておる。そのゴラ

あります。

（竹村泰子君）その場合、私がさつき言つたようなことがトラックの中で起きてしまった場合、それを使用すると位の高い人の方が責任をとつてくれるんですね。それは個人の判断ですとは言わないですね。

九二年六月、衆議院の本会議でPKO関連二法案が成立して、九月十七日にこの法律に基づいてカンボジアでのPKOに参加する陸上自衛隊派遣施設大隊の隊員を乗せた海上輸送補給隊の輸送船が吳の基地から出発をいたしました。私はこの日を戦後の政治史、憲法史の大転換の日と位置づけています。

PKO法は自衛隊の海外派遣を可能にするためにつくられた法律であり、私はここで神学論争をする気はありませんが、日本国憲法そのものが問われている法律であることは、たとえPKOの派遣の事実が積み上げられた現在においても変わっていないというふうに考えていいます。その意味では、一九五四年六月二日「参議院本会議の「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」を、國際社会の変化を理由に無視して海外派遣を続けているということにこそ問題があると思つていています。

今改正で実施されることになります上官の命令による武器使用や停戦合意なしの人道的物資協力は、日米ガイドラインのもとで実施される対米協力やそれ以外の対米協力にも適用していくことという意図が見えると言わざるを得ないというふうに思ひます。

時間の関係で少し質問をパスしなければならなんですが、自衛隊が海外で行う救援援助活動には、現行法体系ではPKO法に基づく人道的な国際救援活動、それから国際緊急援助隊派遣法に基づく国際緊急援助活動の二通りがあります。

海部総理も百二十一国会でそのように答えておられます。紛争に起因するものについてはすべてPKO法の道的な国際救援活動として実施し、自然災害、人為災害に起因するもののみを援助隊派遣法に基づく国際緊急援助活動として実施する、こういう政策上の仕分けがされたというふうに思いますが、それども、両者が行う任務の内容と自衛隊が参加する場合の武器の携行についてはどのような違いがあるのでしょうか。簡潔にお答えいただけますか。

得る体制を充実すべきことと、いうふうなことで、

海部総理も百二十一国会でそのように答えておられます。

○政府委員(加藤良三君)　国際緊急援助隊法の方につきましては、その被災国内において武器の使用が必要と認められる場合には国際緊急援助隊のものが派遣されないということになりますので、被災国内においてこの場合には武器を携行するということはないということだと思います。かと私は思うんです。

我々は、かつてPKO法案審議の際、自衛隊以外の常設組織を設けて、そして国内外を問わずこの組織に人道救援活動及び災害援助活動を行わせる方が適切ではないかとの提案をしたことがあります。しかし、政府はこの提案を受け入れられず、別の組織をつくることは第二自衛隊をつくることになる、同じであるというふうにして、自衛隊が救援活動や治安維持のために出ていく方が国際緊急援助隊の財政上からいいともいと、渡辺外務大臣も二十三国会、参議院のPKO特別委員会でそういうふうに答えていらっしゃいます、私たちがそう主張したわけですけれども、これはまさに自衛隊の活用の利点を説いた、自衛隊を海外に派遣したかったというふうに言つたら言い過ぎなんでしょうか。

て、自衛隊が有効に活用されているとは言ひがたい状況があるわけです。だから今度の改正もなさるんでしょうけれども、やはり自衛隊を主体としつつも、その他の専門家も加えて非武装常設の国際協力隊を創設して、活動対象を紛争対処、災害対処の別に分けることなく、この協力隊をもつてあらゆる人道的な国際救援活動及び国際緊急援助活動両方に当たつていただくことができれば、我が国としては国際的な責めも受けず、より効率的、効果的な国際貢献ができるのではないかと思いますが、これはぜひ前向きな検討を含めた御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) このPKO法案が成立されるとき、当時の社会党から民間人の非武装常設協力隊をつくつて貢献できないかという御提案があつたことは承知いたしております。当時政府に対し同様の御提案があつたと聞いておりますが、渡辺外務大臣から、結局国連平和維持活動や人道的な国際救援活動に適切かつ迅速に協力するためには自衛隊が長年にわたつて蓄積してきた技能、経験、組織的な機能を活用することが不可欠であると考えております。今回のPKOの法案に自衛隊をして協力せしむるといふことのございましたが、その考え方には私自身も依然として維持しているつもりでございます。

その結果、カンボジア、ゴラン高原等におきまして自衛隊の活動が国連や各國政府関係者からも高く評価されていることからも実証済みであると、このように認識いたしておりますところをございます。

○竹村泰子君 時間ですのでやめなければなりませんが、これはぜひ今後の見直しも含めて御検討いただきたい問題であるというふうに思います。

それから、七月にカンボジアで選挙が行われますが、これに対して例えば国会議員団、この前バレスチナへいらっしゃいましたね、小淵さんが隊長でいらっしゃったと思ひますけれども、そういう監視活動への国会議員の派遣をぜひ検討して

いただかたいというふうに思ひまして、私の質問を終わりります。

○高野博師君 それでは最初に、防衛庁の過大請求疑惑問題についてお伺いいたします。きのうも衆議院の方でこの問題を取り上げられたんですねが、若干私が感していることも含めてお伺いいたします。

いただきたいことは、私の質問を終わります。このうの衆議院の議論の中で虚偽の答弁をしたんじゃないかな、そういう疑いが強くなつたというような報道がありますが、一連のこの問題の中で、東洋通信機とかあるいはニコール電子、その他の一連の関連企業と防衛庁の調達本部との間に防衛生産管理協会というものは介入しなかつたんでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 防衛庁の所管をいたしております防衛生産管理協会、平成三年に設立されておりましたが、四社事業との絡みで私が情報を得ておりますが、四社事業とのものが関係しているというようには受けとめておりません。

○高野博師君 これはなぜ入つてないんでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 御質問の趣旨をちょっと

と判断しかねるわけあります、……

○高野博師君 要するに、この協会は財團法人な

んですが、いろんな防衛庁の秘密文書等も含めて

民間に発注するときに間に入つて、その秘密文書

等の管理もきちんとやらせるという意味を持つて

つくられた財團法人なのであります。

○高野博師君 それはもうわかっているんです。

○政府委員(鴨田勝彦君) それについての受託を

しております。

○高野博師君 ただ、民間の企業に仕事を発注す

る際にこの協会が間に入るか入らないかという問

題があると思うんですが、その基準は何かという

ことを聞いているんです。

○高野博師君 先ほど言つたセミナー云々とか公益性云々と言

うんですが、セミナーなんか本当にやつてあるか

どうか、後で一覧表見せてください、最近どのぐ

らいやつてているのか。

○高野博師君 要するに、公益じゃなくて、マル秘情報を含め

てこの防衛の秘密情報を探管理しているということ

なので、これは一般の人がアクセスできないとい

うことはこの前も答弁しているわけです、防衛庁

は。

そういう中で、この協会がどういう場合にこう

いう業務委託を受けるか受けないか、その基準と

いうのは何があるのかと聞いているんです。簡単

に答えてください。

○政府委員(鴨田勝彦君) 簡単に申し上げます

と、防衛庁から調達を任せられた、オーダーを受け

ました。

それでは防衛庁長官に、きのうの衆議院での答

いいただきたいといふうに思ひまして、私の質問を終わります。このうの衆議院の議論の中で虚偽の答弁をしたんじゃないかな、そういう疑いが強くなつたというような報道がありますが、一連のこの問題の中でも、東洋通信機とかあるいはニコール電子、その他の一連の関連企業と防衛庁の調達本部との間に防衛生産管理協会というものは介入しなかつたんでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 防衛庁の所管をいたしております防衛生産管理協会、平成三年に設立されておりましたが、四社事業との絡みで私が情報を得ておりますが、四社事業とのものが関係しているというようには受けとめておりません。

○高野博師君 これはなぜ入つてないんでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 御質問の趣旨をちょっとと判断しかねるわけあります、……

○高野博師君 要するに、この協会は財團法人なんですが、いろんな防衛庁の秘密文書等も含めて民間に発注するときに間に入つて、その秘密文書等の管理もきちんとやらせるという意味を持つてつくられた財團法人なのであります。

○高野博師君 ただ、民間の企業に仕事を発注する際にこの協会が間に入るか入らないかという問題があると思うんですが、その基準は何かというのを聞いているんです。

○高野博師君 それはもうわかっているんです。

○政府委員(鴨田勝彦君) それについての受託をしております。

○高野博師君 ただ、民間の企業に仕事を発注する際にこの協会が間に入るか入らないかという問題があると思うんですが、その基準は何かというのを聞いているんです。

○高野博師君 先ほど言つたセミナー云々とか公益性云々と言ふことを聞いているんです。

○高野博師君 それはもうわかっているんです。

○政府委員(鴨田勝彦君) それについての受託をしておりません。

○高野博師君 今、先生がおつしやつた、具体的に委託が可か否かとかいう基準があるかどうかという点につきましては、これは防衛産業のかなり主要な企業をほとんど網羅して設立に賛同をいたいた協会でござりますので、そういう受託企業が協会に委託する場合に特にネガティブにこういう場合は受託をしない、そういう基準はないかと存じております。

○高野博師君 この協会は年間十億円を超える収益事業をやつてているんですけど、そうすると、今回過大請求疑惑に関する書類等は一切持つてないということですね。そこは確認できますか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 私の知り得るというか現時点で、この場で知り得る限界の中で申し上げますと、防衛技術情報の管理について任せられた、つまりある非常に限定された部分についての業務を受託しておりますので、本件四社事業絡みの情報には接していないのではないかと承知をしております。

○高野博師君 ないかどうか、あつたかどうかは確認できますか。

○政府委員(鴨田勝彦君) それは時間をいただければ確認ができると思います。

○高野博師君 それではそれは確認をしてください。

○政府委員(鴨田勝彦君) それでは防衛庁長官に、きのうの衆議院での答

弁の中で長官の責任問題を問われているんです
が、長官の答弁を聞いていますとほとんど責任に
ついては触れていないんですね。が、念のためにもう
一度私はお伺いいたします。

○國務大臣(久間章生君) 責任問題というのがど
ういう意味で言われているのか私自身もよくわか
らないわけですが、実を言いますと、この
問題が発生しまして、私が就任して一応新しい
人事が終わりましてから新しいスタッフで、この
問題が話題になってまいりましたので原価差異事
案対策特別委員会というのを内部でつくりまし
て、そしてどういう經緯の中でこれが発生してき
たのか、そしてまた原価差異を過払いだつたとい
うことで返還させたときにどういう措置をとった
のか、そしてこれから先こういう事が発生しな
いためにどういう形で再発防止策をとるかという
この三つに絞りましてずっと調査を続けてまいり
ました。そしてその後の調査も続けております。
しかしながら、過去の問題でございますために、
関係者も一生懸命やつてはおるんですけどそれど
も、十分といいますか、きちんと把握できていな
いという事実はございます。何分、多数にわたる
過去の事案であつて、また防衛庁の行う調査とい
いますのも強制調査権もなく、おのずから限界が
あるわけでございまして、そういう意味で現在ま
で至つてはいるわけでございます。

そういう中で、きのうの場合、とにかく過去に
過払いをしたということは責任があるじゃないか
という話でございまして、それは防衛庁としては
責任がござります、しかし、それはだれのときの
話まできのう言われましたので、五年以前にま
でさかのばつてることはできなかつたという、
そのときの判断自体はそれはやむを得なかつたと
いう点もあるんじやないかというようなことを申
し上げまして、私自身の責任というのがどういう
ことでの責任かというの私はも答えをしなかつた
ような次第でございます。

○高野博師君 僕は大変無責任な発言だと思いま

す。

防衛庁は、人事がどう変わろうが仕事の継続性
というのが当然あるはずです。その中には責任と
いうのも当然継続されるのであります。僕が言
っているのは、刑事責任はこれは当局が今調べて
いるわけですからそれについて云々ということでは
はありません。しかし、一つの行政機関の内部で
起きた事件について、これがもし国家責任に当た
るというようなことが証明されれば、これはその
機関の長としての防衛庁長官の道義的なあるいは
政治的な責任というのは当然あるとの違いです。

○國務大臣(久間章生君) 今、御承知のとおりい
ろんな報道等がされております。そして、そういう
問題につきましては私ども真剣に取り組んで
おりますけれども、そういうことについてもはつ
きりした事実関係といいますか、そこまでのこと
についてまだ突きとめることもできないわけ
でございます。

そういうようなときに、それを前提としていろ
んな結論を下すのはいかがなものかということ
で、この問題については非常に委員から見れば何
か奥歎に物の挟まつたような言い方だと言われる
かもしれませんけれども、要するに、報道等でさ
れていること自体がこれが事実でありますと私ど
もも言うだけの材料を持つていませんし、また違
うということはつきり言うだけのまの確認もと
れていないわけでございます。そういうような意
味で、非常にあいまいな態度になつてゐるといふ
ようなおしゃかりを受けるとすれば、それは本当に
甘んじて受けなければならぬと思います。

○高野博師君 国の防衛について責任を持たれる
立場の長官があいまいな発言をされていては国民
は不安になるのです。

そこで、もう一つは、経済制裁が効果を持ち過
ぎるとこれは食糧難とかいろんな財政危機が來
て、むしろ核開発技術とかあるいはミサイル等を
近隣諸国に輸出するのではないか、そういう意味
ではこの問題は非常に難しいと思うんですが、こ
の経済制裁について政府はどういうふうにお考
えでいらっしゃるのでしょうか。

○國務大臣(小淵惠三君) まさに今、高野委員御
指摘の問題といいますか、我々はインドにも
パキスタンにも警告を發して、我が国としてとる
べき措置としては、経済的な従前の協力について
きちつとした対応をとるということを申し上げた
ことがあります。これだけ何百億という問題になつ
て、あるいは具体的には何十億か知りません
が、相当膨大な金がどうなつたかという問題の中

で、今のような書類がない云々ということはちょ
っとあり得ない話で、きちんとこれは調べれば當
然出てくるのではないかと私は思うんですが、そ

うの出でたときに長官としての政治的な責任とい
うのは当然問われるんじゃないですかというこ
とを確認したいんです。これは簡単に答えてください
ます。

○國務大臣(久間章生君) そういうような事実関
係はなかなかつかめていないわけでございます。
そういうことについてぜひ御理解賜りたいと思
います。

○高野博師君 それではテーマを変えます。

インド、パキスタンの問題についてお伺いいた
します。

この両国の核実験に対しても我が国政府として
はいろんな経済的な制裁を加えているわけであり
ますが、インドにしても経済制裁というのはもう
見込んでいたということで、実験をやつたらすぐ
経済の自由化政策等を矢継ぎ早に打ち出したとい
うようなこと、また国防費も一四%今年度は増大
をさせているというようなことがあり、またパキ
スタンも経済制裁に備えて財政支出を五〇%削減
するというような措置をとつております。実際に
は余りこの両国に対する経済制裁というのは
効果がないのではないかということも言われてお
ります。

ただ、今委員御指摘のように、さすれば両国と
もに生きしていく道を模索するというようなこと

で、かりそめにもまた核の拡散ということを起
すようなことがあつてはならぬ、それが今の一
番の難しい問題でございまして、そういう意味
で、私もG-8にも出席をさせていただきまして、
どう対応いたすべきかということについて真剣に
考慮してその方策を今練つておる、こういうこと
が正直なところでございます。

○高野博師君 それではちょっと確認をしておき
たいのですが、日本政府の核に対する立場とい
うか態度、考え方についてお伺いいたします。

核兵器の使用というのは実定国際法上違法性が
あるという立場をとつておるんでしようか、とつ
てはいないんでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) 核兵器の国際法上の問
題につきましては、数年前に出ました国際司法裁

判所の見解がございまして、その大変な威力また
破壊力からして国際法上の人道法の觀點から非常
に問題があるということが言われておりますけれ
ども、同時に、裁判所の見解においても、國家の
存亡の究極の事態においてはこれはやむを得ない
ものであるという見解が出されていると承知して
おります。

○高野博師君 國際司法裁判所の勧告的意見、こ
の事実関係がよくわからないとかと言つて
いたんだらうと思いますが、我々はインドにも
パキスタンにも警告を發して、我が国としてとる
べき措置としては、経済的な従前の協力について
きちつとした対応をとるということを申し上げた
う言い方ではないと思います、反すると言つてい

にもかかわらず両国とも核実験を強行したとい
うことございます。

そこで、中止せしめることができなかつたとい
う意味では効果がなかつたということかもしま
せんが、しかし御指摘のように両国とも我が國の
経済協力というものはかなりのシェアを占めてお
りますが、それについて云々と云ふことで
はあります。しかし、一つの行政機関の内部で
起きた事件について、これがもし国家責任に当た
るというようなことが証明されれば、これはその
機関の長としての防衛庁長官の道義的なあるいは
政治的な責任というのは当然あるとの違いです。

るはずですが、それで、究極的には使用もやむを得ないということも言っているんですね、僕はそこは知りませんが、そこを確認させてください。

○政府委員(竹内行夫君) ただいま高野委員おつしやいましたとおり、一般的に人道法に反するところについて明確に現在の国際法としてそれを禁止しているというところまでは言えない、それはまさに究極的な状況においてという条件つきでござります。この勧告的意見の中ではさらに続けまして、しかし、人類、世界といったしましては、核軍縮のために努力をしなきやいかぬということも言つておるところでございます。

日本政府としては、御承知のとおりこの勧告的意見を厳粛に受けとめているというのが当時からの考え方でございます。

○高野博師君 日本国は、それではこの国際人道法に反するという立場ですね。

○政府委員(竹内行夫君) 繰り返し申し上げておりますけれども、国際法の基本原則でございます人道主義と人道の法原則ということは合致するものではないということは、これは從来から申し上げておるところでございます。

○高野博師君 かつて政府が実定国際法上違法と言えないというような見解を示したことがあるんですが、これはどうでしょうか。

○政府委員(竹内行夫君) このICJの勧告的意見に対します日本政府の陳述でいうことを国会の御意見も伺いながら行つたわけでございますけれども、そのときはそういうことは陳述としては申し上げなかつたということでございました。いずれにせよ、我が國としましては現在ICJの勧告的意見というものを厳粛に受けとめているということでございます。

○高野博師君 若干あいまいな点があります。この核兵器の使用というものは人類の生存権、これをまさに否定する根元的なものでありますので、人

道法上反するということも含めて、唯一の被爆国である日本がこの点について厳粛に受けとめるのではなくて、もっと前向きに世界に向かつて発信する必要があるのでないかなと思っております。若干あるいは日本の態度というものが核保有国側の軍縮努力を鈍らせていているのではないか、あるいは核軍縮に関する日本の発言の説得力がないというのもその辺にないだろうか。

もう一つは、日本がアメリカの核の傘の下にずっとあつた、依然としてあるということも日本の軍縮に関するいろんな動き、運動、これが余り力を発揮してこなかつたということが言えるのではないかと思うんですが、そこについては政府のコメントというか、意見がありますか。

○政府委員(阿部信泰君) 核兵器につきましては、先ほど申し上げましたとおり、人道法上問題があるということでこれを最大限削減するという努力について日本政府としても核保有国に繰り返し強く申し入れているところであります。今回のインド、パキスタンの核実験の後の状況においてそういう核保有についてまた非常に強い意見が出ておりますので、それを踏まえて核保有国に對して改めてこれを申し入れております。

○高野博師君 繰り返しになりますが、国際人道法上問題があるのでなくして国際人道法に反するという明確な態度をとつていただきたいと私は思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) そのとおりでござります。

○高野博師君 それでは、この核の問題について若干お伺いいたしましたが、今回のインドとパキスタンの核実験、これによって日本の安全保障政策あるいは核軍縮政策を根本的に見直す必要性に迫られているのではないかと私は思います。

今回の実験によつてインドとパキスタンの偶發的な戦争、この可能性も出てきた。中東への核の波及、あるいは中国の核政策も変化するのではないか。北朝鮮の核開発の可能性等々さまざまな懸念が出てきたわけですが、国際的な軍事情勢の激

変というのが予想されはしないか。あるいは安全保障問題に対する認識を根本から変えなくてはいけないのでないか、そういう中で軍事的な多角化は急速に進むのではないか。これをコントロールできる国もあるのは国際機関もそのところは非常に難しくなるのではないかと私は思います。

米中ロ日の四極構造などという視点がある意味で意味を持たなくなつてくるかも知れない。そういう中でインドとパキスタンの軍事的な脅威がふえたということは、それのある意味では一つの極を形成しつつあるということを言えるんではないか、そう思つてます。核兵器を保有するということが最大の防衛政策だというような考え方が支配的になつてくると非常に危険だなと、そう思つております。

それで、今回の核の問題、核拡散を食いとめるために人類の英知を結集する必要があると思うんです。十二日、ロンドンで外相会議がある、あるいは橋本総理が国際フォーラムを提唱したといふことも言つておりますが、日本政府の危機感というのが全く伝わつてしまいません。随分のんきなことを言つておるなど、このフォーラム等。

僕は、今緊急のサミットを開くべきではないかと、この問題について。それも広島とか長崎とか、そういう場所を選んで、この問題で日本のイニシアチブでこういう緊急のサミットを開いてはどうか。先般のバーミンガムのサミットでは、時間をもあましてサッカーを観戦していたというようなことも言つておりますが、サミットのあり方そのものが今問われておるんではないかと思うんですが、その点について政府の見解を求めます。

○高野博師君 それでは、この核の問題について若干お伺いいたしましたが、今回のインドとパキスタンの核実験、これによって日本の安全保障政策あるいは核軍縮政策を根本的に見直す必要性に迫られているのではないかと私は思います。

そのものが今問われておるんではないかと思うんですが、その点について政府の見解を求めます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今般のインド、パキスタンの核実験の及ぼす影響といふものは、これはばかり知れないものであります。これが将来にわたつての国際的な安全保障の大大きな変化につながついくことがあり得るにありますれば、再度の核の脅威というようなことを通じて世界の安全保障に大変な危機をもたらすということ

です。

そこで、御指摘がございましたように、この二つの国が行いました以降、国際社会でもいろいろな形でどう対応するかと、みんなで抑えようとしているのですが、そうはいかなかつたと。いわゆるNPT体制とかCTBT体制、カットオフ条約、こういう形で、これが不平等であるか否かについてはインドのような主張もございますけれども、いずれにしても現実の中で光明を見出していくこういう中で努力をしてまいりました。これが二つの国の行為によつてどのようになつていくかといふことは本当に関心を深くしているところであります。

そこで、G8のお話がございました。これは現実には十二日に行われるわけでございますが、実は核保有国の中のP5のうちで中国はどうも出席されないようあります。そのためかどうかわかれませんが、ジュネーブできょうですか、P5で会合を開かれると。これには実は我が國も参加をいたしたいと思つたけれども、正直言うとお呼びでなかつたといつてあります。その前に国連安保理で、日本、スウェーデンその他を中心にして決議案を今つくつておるところでござりますが、この決議案もP5の動向といふのと関連しております。なかなか今話が急速にといふ形になつておらないわけであります。そういう意味で、本当にそれぞれの利害を持つ国がそれれに對応いたしておるために幾つかの会合が重なつて行われておるようになります。

そこで、我が国としては、依然として我が国が出席をできるところは出席して、またイニシアチブを国連等でとつて努力をしていくといふことと同時に、今、高野委員も御指摘がありました、それはいろいろと日本でイニシアチブをとつて、こどじゅうに日本の中ぜひ有識者による会合等も、それは生ぬるいとおつしやられるかもしれませんけれども、一つ一つできるものはいたしていきたいと思つております。

政治的にどういうアピールをこれからやつてい

紛争の再発を防止するためにつくられているということです。

○高野博郎君 時間がないので最後に一問だけ。

今回の改正が日本の将来の安全保障とか、あるいは平和という点に関して誤った方向に行かない、誤った方向に行く端緒にはならない、決してそういうものではないということを明快に否定する答弁を求めます。

○政府委員(茂田宏君) この国連のPKO活動というものは、まさに平和を維持するための活動でございます。これは、一九八八年ノーベル賞ももらつた活動でございまして、こういうことに貢献をしていくことがまさに日本のこれからの方として正しいあり方であろうと考えております。

○高野博郎君 終わります。

○田英夫君 同僚委員からの御質問を、あるいは

御答弁を聞いていて改めて感ずるんですけれども、何か政府はPKO促進というような、自衛隊を海外に派遣するということを促進するというようない空気を持つておられるんじゃないかなと懸念します。この際、やはり初心に返つてといいますか、あれだけ激論をしたPKO問題ですから、改めてもう一回初心に返つてPKO、国際平和協力事業というものを考え方直す、考えてみると必要じゃないかと改めて思つているんですよ。

そういう意味で、今回の改正で一番問題なのは、もう先ほどからも出ているように、個々の判断でと言つていた武器使用を上官の命令でということに変えるということにある。これはもう明瞭でありますけれども、そのことをもちろん念頭に置きながら、この際、自衛隊が武力行使をする、あるいは武器を使用する、それから武器の保有を認められているというその法的根拠を、前回もそうでしたけれども、もう一回洗い直してみる、整理してみると非常に重要なことです。私は思うんです。自衛隊が本来の任務としているのは、自衛隊法

三条に任務が書いてあるわけですが、それに基づいて、つまり結論から言つてしまえば防衛出動と

治安出動ということになるんじゃないかなと思います。そして、PKOというのは自衛隊法の百条の七に国連平和維持活動ということが規定をされている。つまり百条というものは雑則のところに入っているわけであります。本来任務ではない。

自衛隊の本来任務はあくまでも防衛出動と治安出動だと。その他、運動会に対する協力というものの点をまず確認しておきたいと思います。

つまり、本来任務の場合には、まず一つは武器を持ち、さらに防衛出動の場合にのみ武力行使が認められている、こういうことについてどう

か、こういう解釈ですか。

○政府委員(太田洋次君) 先生御存じのとおり、自衛隊の武力の行使あるいは武器の使用ということで自衛隊法の中に規定がございます。一番典型的な例は、先生がおっしゃいますように自衛隊が

武力行使ができるのは、外部からの武力攻撃がございました場合に自衛隊法七十六条一項によりまして防衛出動を命ぜられた場合でございます。こ

の場合は、同じ自衛隊法八十八条に基づきまして我が国を防衛するために必要な武力を行使するこ

とができるという規定となっております。

○田英夫君 私が次に聞こうと思った答えも言つていただいたんですが、つまり防衛出動で武力行使が認められているということの理由は、武力行使というものは、文字どおりこれはまさに憲法に書いてあるその例外を法律で認めたという、これは改めてこの問題だけでも法制局長官その他、憲法の専門家と議論をしなくちゃいけないような問題だと思います。これは大問題ですけれども、これは今回横に置いて、この百条の七で決められていました。それから御説明しておりますように、自衛権発動の三要件、我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するにほかに適当な手段がないこと、その行使する場合に必要最小限度の実力行使で規定がございますのは、防衛出動時における武力の行使を別としますれば、治安出動のとき、それから海上警備行動のとき、それから領空侵犯に対する措置を講ずる場合、そのほか自衛隊の持つ

が必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるという

ような任務もございまして、これはいわゆる本来任務でござりますけれども、先生がおっしゃいましたように、自衛隊が外部からの武力攻撃に対応する、これが本来任務の中の主たる任務とすれば、その他公共の秩序の維持に当たるということであります。

これは治安出動もございますれば、そのほか災害派遣というようなこともあります。こういうことで、自衛隊の任務はそういうふうに分けられております。

それから、あと先生がおっしゃった百条の系列の任務は、自衛隊の持つております能力、経験等を利用してまして、国民生活等あるいはその他の活動に寄与するということでございまして、雑則と通常呼ばれておりませんけれども、中身は必ずしもそういう言葉が意味するようなことではございません。それぞれ自衛隊の任務に支障のない限りそれに積極的に参加するという意味でございまして、場面は違いますが、自衛隊が全力を挙げて取り組むということについては違いはございません。

○田英夫君 私が次に聞こうと思った答えも言つていただいたんですが、つまり防衛出動で武力行使が認められているということの理由は、武力行使というものは、文字どおりこれはまさに憲法に書いてあるその例外を法律で認めたという、これは改めてこの問題だけでも法制局長官その他、憲法の専門家と議論をしなくちゃいけないような問題だと思います。これは大問題ですけれども、これは今回横に置いて、この百条の七で決められていました。それから御説明しておりますように、自衛権発動の三要件、我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するにほかに適当な手段がないこと、その行使する場合に必要最小限度の実力行使で規定がございますのは、防衛出動時における武力の行使を別としますれば、治安出動のとき、それから海上警備行動のとき、それから領空侵犯に対する措置を講ずる場合、そのほか自衛隊の持つ

場合でございます。

それから、今御指摘になりましたように国際平和協力においては、国際平和協力業務を実施するに際して武力の使用が認められているというところでございます。現行法で申しますれば、そういうことを私は思います。PKO、つまり国連の平和維持活動といつもの是一体どういう精神で行われているのかということから考え始めみてないといけないんじゃないのか。

○田英夫君 このPKOにそもそも武力を携行させるということを認めたことに問題があるんじゃないか、原点に戻つて考えてみると、そういうことを私は思います。PKO、つまり国連の平和維持活動といつもの是一体どういう精神で行われているのかということから考え始めみてないといけないんじゃないのか。

○田英夫君 このPKOは現在も続いているわけですけれども、私は実はたまたま一九九〇年にIPUの会議があつてキプロスへ行きました。そのときはまだ日本がPKOに参加するというような問題が具體化していない時代でした。しかし、実はせつから現地へ行きましたからPKOの現場を見てきました。スウェーデン軍が引き揚げてしまつていろいろ問題があつた。しかも、私のいるわずか一週間の間に、五人だつたですか、キプロス側の住民がトルコ側に拉致されるというような事態が起つておりました。まさに両軍が対峙する中で、平和維持活動のPKO部隊がブルーベレーをかおつて存在を示すというのを初めてつぶさに見えてきたわけあります。

○田英夫君 キプロスの平和維持活動を決定したときの国連の決議がここにありますけれども、その附則として書いてありますので見てみると、キプロスに派遣される平和維持軍の兵員は武力行使のイニシアチブを持つてはならないとはつきり書いてあります。武力行使は自衛の場合のみ限られます。自衛とは次の場合を指す、国連軍駐屯地、その構内、車両などが攻撃を受け、その防衛のため、それから国連平和維持軍構成員が攻撃を受け、その救援をする場合、この二つだけに限られており

ます。ここにじみ出しているのは、平和憲法を持つ日止といふことが一つござりますけれども、そのほ

本以外の軍隊が派遣されているPKOの場合でも、こういう厳しい規定をしているわけですね。武力行使しかやいかぬ、こっちからやつちゃいかぬ、ということをまず決めて、そして自衛の場合に限られると。しかも自衛というのはこういう場合だ、向こうが攻めてきてどうしても自分たちを守るということだと、こういうふうに規定をしてい

る。

国連のPKOという考え方は、言うまでもなくいわゆる国連軍というものが実際に発動できない状態、その中で国際紛争をどうおさめていくかと

いうことの中、いわば苦肉の策として出てきた方策であつたということも振り返ってみる必要があるんじやないか。

そこへ平和憲法と言われるものを持つて、軍隊は持たない、戦争はしない、武力行使はしないといふ憲法を持つた日本の自衛隊が参加をするとなれば、一体どういう配慮が必要かということをもう一遍考え直す必要があるんじやないか。

今度の場合は、もちろん個人の判断で武器を使

うということは大変矛盾があることは皆さん御指摘のとおりです。それをそれじや上官の命令とい

うことにはそれそれでいいのかということ、そこ

で立ちどまつてもう一回PKOというもののそもそものあり方を考え、そしてこの憲法を持つ日本

の場合はどうあるべきかということを考える必要があるんじやないか。

結論を言えれば、私は防衛出動、治安出動で武器

使用ということが認められるとしても、あるいは武器を携行することを認められるとしても、PKOに派遣される自衛隊は武器の携行を認めないと

いうのが原則じやないか、そこから出発するべきじゃないかといふふうに思ふんですが、これはいかがですか。

○政府委員(茂田宏君) お答えいたします。

PKOの評価に関してですけれども、先生は冷戦時代の苦肉の策としてこのPKOができるんだないかということを御指摘なさいましたが、私は、冷戦時代にいろんな地域紛争に対処する方策

としてこれが出てきたことはそのとおりであります。これは苦肉の策というよりも大変有用な発明ではあります。東戦争のときのPKO設立を提案しましたカナダの外務大臣はそのことでノーベル賞を受けておりましたし、PKO活動が一九八八年には国際平和への貢献ということでノーベル賞を受けていることは先生御承知のとおりでございます。そういう意味で、大変有用な役割を果たしてきたということが一つでございます。

それから二つ目は、このPKO活動の中で、軍事力といいますか軍事的な側面がどういう役割を果たすかということですけれども、ハマーショルドさんが言つたように、これは軍隊の仕事ではないけれども軍人がやる仕事だということで、国連の権威を背景にして非常に軽武装の部隊が紛争当事者の間に割つて入つてその紛争の再燃を防止するということをやつてきたのが伝統的なPKOだと思います。

そういう意味で、こういうものに日本が参加していい、ノーベル平和賞をもらったようなPKOに参加していくという際に、私は武器を全く持つていかないといふことが正しい考え方であるとは思いません。ただ、日本国にはもちろん憲法がござりますから、その関係での整理が必要だということで整理をしたということだと思います。その中で、隊員の生命、身体の防護ということをより適正にしようというのが今回の法改正だというふうに考えております。

○田英夫君 私の言つてあるのとちょっと違うん

てありますから、その関係での整理が必要だといふことでも、参加に当たつての五原則といふことで整理をしたということだと思います。その中で、隊員の生命、身体の防護ということをより適正にします。

○政府委員(茂田宏君) お答えいたします。

国連の平和維持活動というのは、紛争当事者の間に停戦の合意が成立して紛争当事者が平和維持活動に同意していることを前提に、中立、非強制の立場で国連の権威と説得により停戦確保等の任務を遂行するものであつて、強制的手段によつて平和を回復する機能を持つものではありません。したがつて、PKO活動の性格の反映として、PKO活動における武器の使用は自衛の範囲においてのみ認められているところでありますし、かかる

まさに大国を入れないで小さな国々が、スウェーデンとかカナダとかそういう国々が、平和について非常に熱心な国々が中心になって進めてきた。そこに意味があつたんじゃないかと思うんです。それが最近、PKO活動の中に大国が入り込んでいます。そういう中から実はPKOが変質しつつあります。PKO活動についてはそういうことで、中東戦争のときのPKO設立を提案しましたカナダの外務大臣はそのことでノーベル賞を受けておりましたし、PKO活動が一九八八年には国際平和への貢献ということでノーベル賞を受けていること

は先生御承知のとおりでございます。そういう意味で、大変有用な役割を果たしてきたということが一つでございます。

それから二つ目は、このPKO活動の中で、軍事力といいますか軍事的な側面がどういう役割を果たすかといふことですけれども、ハマーショルドさんが言つたように、これは軍隊の仕事ではないけれども軍人がやる仕事だということで、国連の権威を背景にして非常に軽武装の部隊が紛争当事者の間に割つて入つてその紛争の再燃を防止するということをやつてきたのが伝統的なPKOだと思います。

そういう意味で、こういうものに日本が参加していい、ノーベル平和賞をもらったようなPKOに参加していくという際に、私は武器を全く持つていかないといふことが正しい考え方であるとは思いません。ただ、日本国にはもちろん憲法がござりますから、その関係での整理が必要だといふことでも、参加に当たつての五原則といふことで整理をしたということだと思います。その中で、隊員の生命、身体の防護ということをより適正にします。

○田英夫君 私の言つてあるのとちょっと違うん

てありますから、その関係での整理が必要だといふことでも、参加に当たつての五原則といふことで整理をしたということだと思います。その中で、隊員の生命、身体の防護ということをより適正にします。

○政府委員(茂田宏君) お答えいたします。

国連の平和維持活動というのは、紛争当事者の間に停戦の合意が成立して紛争当事者が平和維持活動に同意していることを前提に、中立、非強制の立場で国連の権威と説得により停戦確保等の任務を遂行するものであつて、強制的手段によつて平和を回復する機能を持つものではありません。したがつて、PKO活動の性格の反映として、PKO活動における武器の使用は自衛の範囲においてのみ認められているところでありますし、かかる

る武器の使用を最後の手段として位置づけられているところであります。

したがつて、このPKO活動においては、そう

いう自衛という範囲での武器の保有、その目的

のための武器の保有、武器の使用というのは、こ

れはこういう枠内において認められているという

ことだと思います。そのことは、全く非軍事に徹

して行い、実施できるという状況にはないから、今も各国は軍隊を出しているということだと思います。

そこへ日本が自衛隊という、世界に例がないと

言つていいかもしませんけれども、そしてまさ

に世界に例のない憲法を持つた国がそのPKO活

動に入つていく。となれば、まさに本当にまた原

点に戻つて、もつとあるべきPKOの姿を日本が

示すというような氣概を持つて、武器を持たな

い、非軍事、そしてその派遣地域の住民の平和的

な生活が回復されるようにということを一番優先

する。何か軍隊が乗り込んでいつて、茂田さんはさつきはしなくも言われたけれども、両側を静ま

れ静まれとやる、軍事力によって静めようといふ意味が言葉の端々に出ているんですねけれども、それはPKOの本来の精神と違うんじゃないですか。

そういうところをもう一回考え方直して、日本のPKO部隊は武器を持たないで、そしてまた持たなくて活動できる、そういうことで平和を維持していくんだ。そういうところにしかまた行くべきではないと思いまして、PKOの本質といふものをもう一回考え方直す必要があるんじゃないですか。

○田英夫君 やるPKO像といふものと私どもが考えているPKO像といふものは違うんですね。これは明瞭に違うと思う。そこが非常に問題で、にもかかわらず今度の改正でどんどん軍事の方に入り込んでいくので、私は改めて警告をしているわけです。

もう一つ、例えば停戦監視団という活動がありますね。停戦監視活動というのもPKOの一つの活動の重要な部分かもしれません。カンボジアの場合にそれを要請される。国連が停戦監視団を要請する場合には、現役軍人の将校という要請をすると思うんです。これはそう思つていいですか。

○政府委員(茂田宏君) お答えいたしました。

停戦監視団の要員につきましては、国連から将

校クラスの軍人であることと要するということで要請があるのが通常でございます。それが国連の方針でございます。

○田英夫君 そのとおり、まさに国連としては、

停戦監視という任務は非常に軍事的な知識、それに伴う対応の仕方というものが必要だから将校クラスの軍人を送つてくれということになるわけでですが、日本はこれを今後とも送るつもりですか。

○政府委員(茂田宏君) これは、適切な場合には将校クラスの自衛官を送るということとございます。ただ、要請があればどこにでも送るということです。

とではありませんで、我々の方でいろんな状況を考え、選択的に送っていきたいというふうに考

○田英夫君 先ほどから申し上げてることで私の結論はもうおわかりいただけると思うんですけど

れども、そういう役割を日本があえて担う必要はない、こう思います。これはまさに軍人がいる国

が必要であれば参加をすればいいのであって、日本はそういうところに出かけていく必要はない。

というものをもう一回政府もお考えになつた方がいいんじゃないですか。どんどん改正を、三年ご

とどいいますか三年後といふことで、期限が来たから検討して前へ進む。前へといふのは、軍事の方向へ進んでいくといふ考え方でいいのかどう

か。私は非常にそこを疑問に思ひますといふこと
を申し上げて、終わります。

○立木洋君 久間長官、先般の質問に統いてお尋ねしたいと思うんです。

この間 武器の使用の問題が問題として、一定の改正がなされた、上官の命令によつて武器を使用することができるというふうに改定され

たわけですね。その点については自衛隊法の八
条、十四条、五十七条を引用して私はお尋ねしま
す。

されば憲法は違反しないのかどうかといふ私のお尋ねに対し、長官は、確かに今委員が言いましたように隊法五十七条も今回の上

官の命によつて行動するということになるわけですから適用されることになります、そういう意味では組織立つた行動になるわけでありますと、明確に答えられた。そしてその後は、自然権を守るという目的でやるんだから武力行使には当たりま

○立木洋君 組織立つた行動という場合、個々の人々がデモ行進をやる場合に整列して組織立つた

るときに、よりそれを効果的に統率のとれたものにするには、ばらばらに使用させるのがいいの

ら、そういう中でそういうような状態を想定しながら議論をされますと、それに対する答弁といふ

せんと、こういう答弁だつたんですね。この組織立つた行動になる、つまり組織としての行動になるという問題について発言されたのは、あなたが初めてなんです。

行動を行うのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するという任務を持つて派遣されているんです。武器を持つているんです。そして、その武器を使うんです。

行動を行おうのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するという任務を持つて派遣されているんです。武器を持つてゐるんです。そして、その武器を使うんでこの問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認めか、あるいは上官の命によつて使用させた方がいいのか、それはやはり次の選択だと思うんです。

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は從来の法律と何ら変わつていなくて、よりそれが混乱を回避するために効果的であるといふ形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでござりますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

行動を行うのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するという任務を持つて派遣されているんです。武器を持つているんです。そして、その武器を使うんです。

この問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認められるならば、これは明らかに当時の工藤法制局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないが、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べます。

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わっていなくて、よりそれが混亂を回避するために効果的であるという形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を感じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということはまるつきり違うんです。

私は、aタイプとbタイプの問題をこの間も申

行動を行うのとは違うんですよ。武装しているんでは、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するという任務を持つて派遣されているんです。武器を持つているんです。そして、その武器を使うんです。

この問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認めなるならば、これは明らかに当時の工藤法規制局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないか、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言っているのは、組織立った行動ということも、武装された自衛隊が組織として武器を使つて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと誰かに答弁にならぬるわけでござりますけれど

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わつてはなくして、よりそれが渾乱を回避するために効果的であるという形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を感じた場合に武器を使うということと、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということとはまるつきり違うんですね。

私は、aタイプとbタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと

行動を行うのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持つているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加すると、いう任務を持つて派遣されているんです。武器を持つてゐるんです。そして、その武器を使うんで、この問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認められるならば、これは明らかに当時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないか、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べてゐるんですよ。

私が言つてゐるのは、組織立った行動というこことは、武装された自衛隊が組織として武器を使つて、武力の行使になるんです。それは、目的というのは考え方なんですよ。どういために

か、あるいは上官の命によつて使用させた方がいいのか、それはやはり次の次の選択だと思うんです。

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わつてはなくして、それが混乱を回避するために効果的であるといふ形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでござりますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を感じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということはまるつきり違ふんです。

私は、ヨタイプとルタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけでござりますけれども、そういうようなケースが絶対ないかと言われますとそれはもうわかりませんと、こう言つてい

行動を行なうのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するふうです。

いう任務を持つて派遣されているんです。そして、その武器を使うんで持つているんです。そして、その武器を使うんで持つっているんです。そして、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用といふことを認められるならば、これは明らかに当時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないか、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる國に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言つているのは、組織立った行動ということは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、使うかといふのは、目的といふのは考え方なんですか。実際に行われている戦闘行動の中では集団として、そして組織として武器を使うふうことは武

この問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用するふうな目的は従来の法律と何ら変わつていなくて、よりそれが混亂を回避するために効果的であるといふ形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を感じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するといふこととはまるつきり違ふんです。

私は、aタイプとbタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけでございますけれども、そういうようなケースが絶対ないかと言われますとそれはもうわかりませんと、こう言つていらんんですよ、あなたは。だから、そういう場合だからあり得ると。すると、これはもう明確に組織立った行動として武装した自衛隊の武力の行使に

行動を行いうのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するんです。

この問題に関して言つならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によって武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認めなるならば、これは明らかに当時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないか、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言つているのは、組織立った行動ということは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、目的というのは考え方なんですよ。どういうために使うかというのは、目的というのは考え方なんだす。実際に行われている戦闘行動の中で集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に当たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言われたようなことで否定することが

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を生じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということはまるつきり違うんです。

私は、ヨタタイプとルタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけでございますけれども、そういうようなケースが絶対ないかと言われますとそれはもうわかりませんと、こう言つていまです。あなたは、だからそういう場合だからこそ、やはり得ると。すると、これはもう明確に組織立った行動として武装した自衛隊の武力の行使に當たるんじゃないですか。

○國務大臣(久間章生君) それはその前提とする

行動を行いうのとは違うんですよ。武装しているんでは。そして、國の命令でPKO活動に參加するという任務を持つて派遣されているんです。武器を持つているんです。そして、その武器を使うんで持つてあるなら、これは明らかに當時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないから、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言っているのは、組織立った行動ということは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、目的というのは考へなんですよ。どういうために使うかというのは、目的というのは考へなんですよ。実際に行われている戦闘行動の中で集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に当たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言われたようなことで否定することができるんですか。

○國務大臣（久間章生君） 何度も申しておりますが、よくご自衛官が、ある、ほどの場合は自衛官いや

この問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によって武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認められるならば、これは明らかに当時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないから、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言っているのは、組織立った行動ということは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、目的というのは考へなんですよ。どういうために使うかというのは、目的というのは考へなんですよ。実際に行われている戦闘行動の中で集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に当たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言われたようなことで否定することができるんですか。

○國務大臣（久間章生君） 何度も申しておりますが、よくご自衛官が、ある、ほどの場合は自衛官いや

か、あるいは上官の命によつて使用させた方がいいのか、それはやはり次の次の選択だと思うんです。

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わつていなくて、よりそれが混乱を回避するために効果的であるといふ形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を生じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということとはまるつきり違うんです。

私は、ヨタタイプとルタタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけでござりますけれども、そういうようなケースが絶対ないかと言われますがそれはもうわかりませんと、こう言つていいんですよ。あなたは、だから、そういう場合だから、そういう場合だけを選んで言われるんですよ。すると、これはもう明確に組織立った行動として武装した自衛隊の武力の行使に当たるんじゃないですか。

○國務大臣（久間章生君） それはその前提とする議論がいろいろあつて、ゲリラが襲つてきた、あるいは山賊、匪賊が襲つてきた。そういう場合と、ソンデーラーでもその他も流舌するようなゲリラ

行動を行うのとは違うんですよ。武装しているんです。そして、武器を持つているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するという任務を持つて派遣されているんです。武器を持つているんです。そして、その武器を使うんで持つていています。

この問題に関して言うならば、はっきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用するならば、これは明らかに当時の工藤法規制局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないか、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言つているのは、組織立った行動というこそは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、目的というものは考え方なんですが、実際に行われている戦闘行動の中では、集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に当たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言われたようなことで否定することができるんですか。

○國務大臣(久間章生君) 何度も申しておりますがございませんが、自衛隊でござりますけれども、一応國際平和協力隊として派遣されているその隊

か、あるいは上官の命によつて使用させた方がいいのか、それはやはりその次の選択だと思うんです。

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わつていなくて、よりそれが渾乱を回避するために効果的であるという形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持って身の危険を感じた場合に武器を使うということと、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということとはまるつきり違うんです。

私は、ヨタタイプとルタタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけございませんけれども、そういうようなケースが絶対ないかと言われますとそれはもうわかりませんと、こう言つていいんですよ、あなたは。だから、そういう場合だけつてあり得ると。すると、これはもう明確に組織立った行動として武装した自衛隊の武力の行使に当たるんじゃないですか。

○國務大臣(久間章生君) それはその前提とする議論がいろいろあつて、ゲリラが襲つてきた、あるいは山賊、匪賊が襲つてきた、そういう場合と同じゲリラでもその地域を統括するようなゲリラが襲つてきた、そういうのと交戦する場合にどうかこうかというような議論がたしかあつたと思ひ

行動を行うのは違うんですよ。武装しているんです、武器を持っているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加するとどうです。

この問題に関して言うならば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用ということを認めなるならば、これは明らかに当時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではない、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言つているのは、組織立った行動ということは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、目的というのは考へなんですよ。どういために使うかというのは、目的というのは考へなんですよ。実際に行われている戦闘行動の中で集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に當たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言われたようなことで否定することができるんですね。

○國務大臣(久間章生君) 何度も申しておりますように自衛官が、あるいはこの場合は自衛官じゃございませんが、自衛隊でござりますけれども、一応國際平和協力隊として派遣されているその隊員が、自己または一緒にいる隊員を守るためにどうするかというようなときに、とにかく守る武器

から、あるいは上官の命によつて使用させた方がいいのか、それはやはり次の次の選択だと思うんです。

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わっていなくて、よりそれが混亂を回避するために効果的であるという形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持って身の危険を感じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということとはまるつきり違うんです。

私は、ヨタイプとルタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけですが、それでも、そういうようなケースが絶対ないかと言われるまでも、それはもうわかりませんと、こう言つていふんですよ、あなたは。だから、そういう場合だからこそ、そういうふうな行動を取らざるを得ない、立つた行動として武装した自衛隊の武力の行使に當たるんじゃないですか。

○國務大臣(久間章生君) それはその前提とする議論がいろいろあつて、グリラが襲つてきた、あるいは山賊、匪賊が襲つてきていた、あるいは山賊、匪賊が襲つてきた、そういう場合と同じゲリラでもその地域を統括するようなグリラが襲つてきた。そういうのと交戦する場合にどうかこうかというような議論がたしかあつたと思います。そういう議論になつて話をしてもられませんから、そういうふうなもうあり得ないようなことを

行動を行うのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持つているんです、自衛隊というのは。そして、國の命令でPKO活動に參加すると、この問題に関しては、上官の命令によつて武器を使用する場合、組織的な武器の使用といふことを認められるならば、これは明らかに当時の工藤法規局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないか、だから部隊として組織として指揮命令による武器の使用は、紛争となる国に対する集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言つているのは、組織立った行動といふことは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、目的といふのは考え方なんですね。使うかといふのは、目的といふのは考え方なんですね。実際に行われている戦闘行動の中で集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に当たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言われたようなことで否定することができんんですか。

○國務大臣（久間章生君） 何度も申しておりますように自衛官が、あるいはこの場合は自衛官じやございませんが、自衛隊でござりますけれども、一応國際平和協力隊として派遣されているその隊員が、自己または一緒にいる隊員を守るためにどうするかといふようなときに、とにかく守る武器を使用させないといふのは、これは一つの考え方だと思います、それは。しかしながら、やはりこれは武器を使用させるべきだと、自己保存的なそ

うな目的は従来の法律と何ら変わつてはなくして、よりそれが混亂を回避するために効果的であるという形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでござりますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を生じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということはまるつきり違うんです。

私は、ヨタイプとルタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮するわけですが、それでも、そういうようなケースが絶対ないかと言われますとそれはもうわかりませんと、こう言つていらんですよ、あなたは。だから、そういう場合だからに答弁には窮するわけですが、それでも、たつてあり得ると。すると、これはもう明確に組織立つた行動として武装した自衛隊の武力の行使に当たるんじゃないですか。

○國務大臣（久間章生君） それはその前提とする議論がいろいろあつて、ゲリラが襲つてきた、あるいは山賊、匪賊が襲つてきた、そういう場合と、同じゲリラでもその地域を統括するようなゲリラが襲つてきた、そういうのと交戦する場合にどうかこうかといふような議論がたしかあつたと思います。そういう議論になつて話を聞いておられましたから、そういうふうなものもあり得ないようなことを前提として議論すると非常に難しいということを私は言つたわけでござります。

そもそもこのPKOの場合五原則に基づいて

行動を行なうのとは違うんですよ。武装しているんです、武器を持つてはいるんです、そして、國の命令でPKO活動に參加するんです。

この問題に関しては、上官の命令によって武器を使うんで持つてはいるんです。そして、その武器を使うんで持つてはいるんです。そして、その武器を使つてはいるんです。

この問題に関しては、上官の命令によって武器を使つてはいるなんらば、はつきりとこの問題に関しては、上官の命令によって武器を使つてはいるなんらば、これは明らかに当時の工藤法制局長官が、集団的な使用は武力の行使になるのではないが、だから部隊として組織として指揮命令によるならば、これは明確に武器の使用による集団的な使用として武力の行使になるということを明確に述べているんですよ。

私が言つてはいるのは、組織立った行動ということは、武装された自衛隊が組織として武器を使うということが武力の行使になるんです。それは、使うかといふのは、目的といふのは考え方なんだす。実際に行われてゐる戦闘行動の中で集団として、そして組織として武器を使うということは武力の行使に当たるんですよ。それをどうしてあなたが先ほど言られたようなことで否定することができんんですね。

○國務大臣（久間章生君）何度も申しておりますように自衛官が、あるいはこの場合は自衛官じゃございませんが、自衛隊でござりますけれども、一応國際平和協力隊として派遣されているその隊員が、自己または一緒にいる隊員を守るためにどうするかといふようなときに、とにかく守る武器を使用させないというのは、これは一つの考え方だと思います、それは。しかしながら、やはりこれは武器を使用させるべきだと、自己保存的なそういう自然権はやはり持たせるべきだということです。武器を使用させるべきだといふふうな、そういう判断が一つあります、そういうふうな法律があるときに、よりそれを効果的に統率のとれたものには、ばらばらに使用させるのがいい

だから、私が言つておりますのは、そういうような目的は従来の法律と何ら変わつてはなくして、よりそれが混亂を回避するために効果的であると、いう形からの今度の改正であると、そういうふうにひとつ思つておるわけでございますから、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○立木洋君 個々人が権限を持つて身の危険を感じた場合に武器を使うということ、いわゆる組織としていわゆる武器を使用するということとはまるつきり違ふんです。

私は、ヨタイプとルタイプの問題をこの間も申し上げました。そうしたら、あなたはそれについて、非常に難しい局面だけを選んで言われますと確かに答弁には窮るわけでござりますけれども、そういうようなケースが絶対ないかと言われますとそれはもうわかりませんと、こう言つてはるんですよ、あなたは。だから、そういう場合だからあり得ると。すると、これはもう明確に組織立つた行動として武装した自衛隊の武力の行使に当たるんじゃないですか。

○國務大臣（久間章生君）それはその前提とする議論がいろいろあつて、ゲリラが襲つてきた、あるいは山賊、匪賊が襲つてきた、そういう場合と、同じゲリラでもその地域を統括するようなゲリラが襲つてきた、そういうのと交戦する場合にどうかこうかといふような議論がたしかあつたと思います。そういう議論になつて話を聞いておられましたから、そういうふうなもうあり得ないようなことを前提として議論すると非常に難しいということを私は言つたわけでござります。

そもそもこのPKOの場合は五原則に基づいて出かけていくわけでございまして、國家的なそういう組織とぶつかるというふうな、そういうふうなことをそもそも前提としているわけでございますから、そういう中でそういう状態を想定しながら議論をされますと、それに対する答弁といふ

のは非常に窮すると。

○立木洋君 あなたは今、委員はあり得ないようなことをおっしゃつて、そういうことを前提としていろいろ述べられたので答弁に窮すると言つたけれども、そのようなケースが絶対ないかと言われますと、それはもうわかりませんとあなたは言つて居るじゃないですか、この間。それをきよくなつたら、あり得ないようなことを持ち出してなんてあなたは言葉を覆して、そんな答弁でござまかすなんというようなことは答弁になりませんよ。だめですよ、そういうのは。

○國務大臣(久間章生君) さつきから何回も言つておりますように、五原則に基づいて出かけておる、そういう議論の上に立つていろんな議論をしておるわけでございます。

しかしながら、委員がおっしゃるのは、とにかくそういう場合でも理論的にそういうケースはないのかというふうに言われますと、その理論上の話としては、急に変わってしまって、停戦が崩れてわざと押し寄せてきた、そういうようなときにどうするのかというような、そういう議論をされましても、停戦が前提として出かけておるわけでござりますから、そのときに停戦が崩れてわざと押しかけられて自分の身が危なくなつたときには、それは対戦することになるんじやないかというようなことになるわけでございまして、そういう場合には一応もうやめて帰るということになつております。

しかしながら、やめて帰る間もなく攻撃されたときには黙つて死ねということになりますと、それできかないわけでござりますから、そういうような究極の場面を想定して議論をされると答弁に困るということをそのときにも言つておるわけでございます。

○立木洋君 あなたはこの間、理論上の問題といふ言葉は一つも使っていません。そういう場合に遭遇したらどうするかと、それは少なくとも憲法に触れないよう何とかして努力をすると、そういうことを言つているんですよ、あなたは。何も

私はあなたをいじめるつもりで言つて居るんじやなくて、問題をきつちりとしないとかぬからでありますよ。これは重大な憲法にかかる問題だから私は言つて居るんです。

問題は、現行法で、PKOの協力法でありますと、これは御承知のように、武器の使用というのは個々の隊員で個々ばらばらに行われる、それは正當防衛だと、あるいは緊急避難だと。これは、

御承知のように刑法の三十六条、三十七条规定でありますから、その場合には罪に問われないというふうな場合ですね、人々に危害を与える、それは罪に問われないということになるわけです。

今回の場合には改正されたわけですね、上官の命令によって行うと。先ほど同僚議員に対する茂田さんの答弁もありましたけれども、これはもつと明確に言えば、刑法の三十五条なんですね。三十一条では、これは正当行為、つまり法令による行為、正当業務行為、法令または正当の業務によりなしたる行為はこれを罰せざりとする規定による、こういうものになるんじやないかと思うんですけれども、それはいいでしょうか。一言でいい七条が適用されるわけであります。

○政府委員(茂田宏君) 現行のPKO法の第二十四条における武器使用……

○立木洋君 もういいから、なるかならないかだけ言つてよ。

つまり、そういうふうなことになりますと、刑法三十五条の規定によるということになるならば、上官の命令によつて武器を使うということです、命令によつて武器を使用するということは、しなければならない、従わなければならぬといつてことになつています。だから、今度の改正についても、武器の使用は現場に上官があるときにはその命令に従わなければならぬといふふうにされています。そうすると、PKO協力法のこの法令による自衛隊の行為になるということです、命令によつて武器を使用するということは、そし

て、そういうふうなことになるならば、これはあなたがおっしゃつたように組織立つた行動、行為になる。組織立つた行動になるということは、自衛隊としての組織としての行為になるんです。そうすると、この憲法第九条第一項の「武力の行使」について政府の統一見解が先般出されました。そのときには何て書いてあるか。この統一見解によりますと、「武力の行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい」と、これが武力行使に当たると、こういうふうに言つて居るわけです。

だから、一から見ても二から見ても、今回の命令によるけれども、自己保存的なそういう自然権を守るためにやるものについてはこれは憲法九条で言う「武力の行使」には当たらない。

そうつているわけでござりますから、こういう目的一で必要最小限にやるものについてはこれは憲法九条で言う「武力の行使」には当たらない。

だから、一から見ても二から見ても、今回の命令によるけれども、自己保存的なそういう自然権を守るためにやる行為は武力の行使にはならないというふうに信じておるわけでございま

とになります、上官の命令ということになれば、個々の隊員が危険の防衛を感じなくても、横にお

り、組織としての使用ということは、そういう意味で個人が判断した武器の使用とはまるつきり違つて武力の行使になり得るということを私は強調したいんですが、その点はどうですか。

○國務大臣(久間章生君) 一般に武力の行使といふ言葉を使つております場合、私どもが武力の行使という言葉を使つて場合は憲法九条を意識しながら使つておりまして、自衛隊法上も武力の行使といたいふうな場合についても、そういう問題については罪に問われないということになるわけです。

○國務大臣(久間章生君) 一般に武力の行使といふ言葉を使つております場合、私どもが武力の行使といふ言葉を使つて場合は憲法九条を意識しながら使つて武力の行使になり得るということを私は強調したいんですが、その点はどうですか。

では、これは政府が統一見解を出された武力の行使になるということとは、先般の統一見解と明確に一致しているんじゃないですか。もう答弁の方法はないんじゃないですか。

○國務大臣(久間章生君) 先ほども言いましたように、こういう場合にどうするかという究極の場合を言われたからあれでありますけれども、今言われましたような五原則が守られているような状況の場合、そういう場合に国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為であると言えるかどうか、そことのところで一つ区分けがつくと思うんです、憲法九条に反するかどうかは。

もう一つは、例えば前の統一見解のときにも言つておりますけれども、憲法第九条第一項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのためには必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第九条第一項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

だから、一から見ても二から見ても、今回の命令によるけれども、自己保存的なそういう自然権を守るためにやるものについてはこれは憲法九条で言う「武力の行使」には当たらない。

だから、一から見ても二から見ても、今回の命令によるけれども、自己保存的なそういう自然権を守るためにやる行為は武力の行使にはならないというふうに信じておるわけでございま

○立木洋君 この問題は、先ほど来あなたが自分の言葉で述べた答弁は文章を読み上げたのと同じことですよ。同じことを書っているだけです。何

ら変わったことを言つてない。私が述べた質問についてあなたは明確な根拠を与えた回答にはない

つではない。

私がなぜ先ほど刑法の三十五条を持ち出したか。命令による武器の使用は、武器を使用する条件を急迫の場合でなくともよいとなつていて。しかも、その武器の使用の仕方が、隊員の生命等の防護のための必要最小限という限度が外されてゐるんです。だから、私はその問題を言つたら、そのことについてあなたは一貫反論しなかつた。

三十五条が適用されるということを認めた上で、私は武力の行使になり得るじゃないかといふ政府の統一見解でただしたんです。

それで、あなたはそういう場合についてもいわゆる武力の行使にならないと言うので、五原則が実行されているならば問題にならないということを言われたので、この問題については先に話を進めます。これ以上、あなたの答弁を聞いても同じ答弁を繰り返すだけではどうから、また別の本を持ち出してきて読み上げるだけでしょうから。だから、私は話をちょっと進めます。

その問題については、いわゆる五原則、憲法に反しないPKOへの参加の要件という問題としてこれまで議論されてきました。しかし、この問題に関して言つながら、この五原則の第一に紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。ということが掲げられております。ところが、この問題については、カンボジアに最初に自衛隊を派遣した一九九三年三月二十九日に、私は参議院の外務委員会でこの問題について質問をいたしました。

御承知のように、パリ協定の附屬書二の第一条に「停戦」という項目があります。「停戦」という項目の中には六つの項目が書かれています。そして、それらの項目についてはそのときに全部私は

取り上げて、その問題についてのお尋ねをしたわけです。遠くから見えるでしょう。もう赤筋を全部引張つて一つ一つ全部聞いたんです。

そして、一つ目は、當時、ガリ事務総長の第三

次報告で、ポル・ボト派が和平プロセスに全面的に参加していない、パリ協定の義務を果たすこと

を拒否している、だから停戦の第二段階を実施することは不可能になつていると報告にあるがいかがでしょうかと言つたら、濱谷国連局長は「報告

は正しいと思います。」と答えました。

これを全部言うと時間が大分かかります。いわゆる軍隊の配備とか弾薬がどういう位置になつてあるかとか、それから地雷原の詳細な地図だと

か、それから部隊の編成、装備の貯蔵のためのじ

NTACの計画等々が実行されているのかどう

か、全部ずっと聞いていて、敵対行動が起つて

ていないのかどうか、それについてももう六項目

全部それはできていないという答弁なんです。そ

して、敵対行動についてそれが守られているのか

ということについては、それは「完全には守られ

ておりません」と。だから、停戦の六項目について

全部否定されたわけです。それが守られていない

と。

だけれども、これは濱谷さんの当時の答弁をよ

り正確に言いますと、すべて守られていませんと

いう意味では「完全には守られておりません」とい

う言葉を使いました。だから、守られている部分

もあるかもしれませんけれども、「完全に」という言葉を使って形容したんですね。だけれども、私はそ

のときに、これはこれらの六項目の内容すべてが

守られるかどうかということが問題なんだ、と

いふうに規定されているといつて反論をしてお

きました。

しかし、この問題について私がその当時言つたのは、これによつてパリ協定の枠組みが崩れたと

いうことを言つているわけではありません。パ

リ協定の枠組みは、難民の問題だとか、選挙の問

題だとか、その他の取り決めがありますから、そ

れらの問題が全部もうだめになつてしまつたとい

うことと言つてゐるつもりではありません。

しかし、附属書二の第一条にある停戦の六つの項目については、これが守られていないということだけは認められたということを私は述べたんです。

このパリ協定が決められたのが一九九一年の十月ですから、私が質問したのはそれから一年五カ

月たつたときの質問なんです。一年五カ月たつても、附属書二の停戦ということがどれ一つも守られていないということになるならば、これは重大な問題ではないかと。これは五原則から見て反する内容になる、政府としては真剣なる検討が必要となります。されば、それに対する対応として停戦の必要性を政府としては認められませんでした。

ところが、それから一ヶ月余りたつた後、文民警察官、高田さんを初め五名の方々が死傷されました。このときに中断をするなり何らかの慎重な態度をとつておるならば、高田さんを初めとする五名の人々の死傷事態は起こらなかつたかもしません。そのときに何をやつたか、やつてはならない警備のことまでやつたんですよ、文民警官が。

この問題が守られていないというのを現実にやつた。

この問題についてはさらに九三年、高田さんが亡くなつたのはこれはたしか五月四日ですよ。それから一ヶ月足らずのその年の五月三十一日に、日本共産党の鷹澤議員が総理に質問をした。一年前からポル・ボト派が武装解除を拒否していること、それが停戦の合意だとかなんとかいう問題と停戦とは違うんじゃないかといふうに、それが守られておるというふうに私どもは理解しております。だから、停戦と停戦の合意とは若干違うんじゃないかなという感じを持ちますけれども、その辺については事務局長の方から答弁します。

○立木洋君 いいです、もうあなたの答える内容はわかっています。その停戦の合意だとかなんとかいう問題と停戦とは違うんじゃないかといふうに、それが守られておるといふうに私は理解しております。だから、停戦と停戦の合意とは若干違うんじゃないかなという感じを持ちますけれども、その辺については事務局長の方から答弁します。

○立木洋君 いいです、もうあなたの答える内容はわかっています。その停戦の合意だとかなんとかいう問題と停戦とは違うんじゃないかといふうに、それが守られておるといふうに私は理解しております。だから、停戦と停戦の合意とは若干違うんじゃないかなという感じを持ちますけれども、その辺については事務局長の方から答弁します。

例えはゴラン高原の問題についてもきょうは述べたかった。この場合にも和平協定はなされていない。今の中東の状態を言うならば、和平協定がなされているのはイスラエルとエジプト、もう一つはイスラエルとヨルダンだけ。二カ国との間だけしか和平協定は結ばれていないんです。

和平協定というのは、御承知のように、停戦をやつてどのように部隊を切り離して、それを解体して、そしてさらには完全な平和の状態にまでたどり着くかという過程を示してある内容が和平協

ると述べておられるんです。

ところが、そういう場合に中断だと撤退だとかというふうな問題にはなりませんでした。こうした事態は、いわゆる憲法上の歴史としての五原則が事実上踏みにじられているということではありませんか。

あなたは先ほど、いろいろ複雑な事情があつても五原則さえ忠実にやつておれば問題はないんだと。だけれども、五原則が守られない状態でも中断も撤退もしていられないじゃないですか。五原

則さえ踏みにじつたじゃないですか。カンボジアの事態に対してとつた態度は一体何なんですか。

茂田さんはいいよ、さつきあなたが言つたから僕は久間さんにきょうは聞いておきたい。

○國務大臣(久間章生君) あくまで政府としてはこのPKO五原則に基づいてPKOは派遣して実施しておるわけございまして、PKO法二十四条三項の要件が必要であることは言うまでもございません。したがいまして、二十四条三項の要件の事態に対してもPKOは派遣して実施しておるわけございまして、PKO法二十四条三項の要件が必要であることは言うまでもございません。したがいまして、二十四条三項の要件がちゃんと守られておるというふうに私どもは理解しております。だから、停戦と停戦の合意とは若干違うんじゃないかなという感じを持ちますけれども、その辺については事務局長の方から答弁します。

○立木洋君 いいです、もうあなたの答える内容はわかっています。その停戦の合意だとかなんとかいう問題と停戦とは違うんじゃないかといふうに、それが守られておるといふうに私は理解しております。だから、停戦と停戦の合意とは若干違うんじゃないかなという感じを持ちますけれども、その辺については事務局長の方から答弁します。

例えはゴラン高原の問題についてもきょうは述べたかった。この場合にも和平協定はなされていない。今の中東の状態を言うならば、和平協定がなされているのはイスラエルとエジプト、もう一つはイスラエルとヨルダンだけ。二カ国との間だけしか和平協定は結ばれていないんです。

和平協定というのは、御承知のように、停戦をやつてどのように部隊を切り離して、それを解体して、そしてさらには完全な平和の状態にまでたどり着くかという過程を示してある内容が和平協

定なんですね。ところが、ゴラン高原の場合、シリアとイスラエルの間にはございません。そういう状況の中であるにもかかわらずゴラン高原に自衛隊を派遣したんです。ここは国連の兵力引き離しの監視軍として送ったわけです。これはいわゆる凍結された内容のものなんです。

こういう問題として事実上送られて、この問題について当時私が河野外務大臣に質問したときに、さまざまな報告書や現地を訪問した人のことをよく聞くなど、我々は十分な判断をしなければならないと思いますと、こういう答弁をいただきました。だけでも、その後十分に判断して検討された経過は見られません。依然としてゴラン高原に自衛隊は派遣されたままであります。

そのときの理由は何か。あそこは平穏で武力の衝突が起るような可能性がないからというお話をでした。可能性がないとしても、しかしいわゆる凍結された内容に基づいてゴラン高原に自衛隊を派遣するというは、国会での約束のじゅうりんじやありませんか。結局、カンボジアに対する自衛隊の派遣もゴラン高原に対する派遣も、五原則から見ても国会での答弁から見ても、明確なこれに対する違反であるということだけは私は述べておきたいと思うんです。

そういうふうなことというのは、先ほど同僚議員も述べられたように、すべて軍事を優先する、そういうふうなやり方で、日本が憲法を守つて本当に平和のために貢献するということになり得るのかどうなのか。軍事優先ではなくて、平和的な手段で話し合いによって問題を解決するという態度をとるべきではないかということだけは明確に思っていたいと思うんです。

最後に、この問題については、また久間さんに聞いても同じ答弁が返ってくるだけでしよう、しかし村岡官房長官、今言った話もよく耳に入れておいていただいで、検討願いたいと思うんです。本当に日本が平和のために貢献するというあり方は一体何なのかな。いわゆる軍事力によるということなのか。それは憲法で禁止されているにもかか

わらず、それを踏みにじつてまでやるということをなぜしなければならないのか。

PKOの問題は、アメリカを中心とする大国が参加し出してから変わってきたよ。私は全部調べています。ガリ事務総長が出された報告書も

見ました。そして、地方のいろいろな組織にその権限をゆだねるというふうな問題にまでなりかねないとしている。そういう方向に、アメリカの言い分に従つて軍事的な方向に日本が走っていくということが本当に日本の平和と安全、アジアの平和に貢献する道なのかどうなのか。このことを私は真剣に考えていただきたい。御答弁は要りません。検討だけを要望しておきたいと思うんです。

最後に、外務大臣にお尋ねしたいんですが、この問題のときいわゆる五原則といいうのを出しました。この五原則ということについてはもうここで読み上げません。停戦の合意の問題から始まって、最後にそれに反された場合には中断だと撤退だとか等々も含めた問題があります。これらの問題について一々申し上げませんけれども、この五原則があることを前提として行動すれば武力行使を伴わない、武力行使と一体化することもないということもこれまでの答弁としてあったわけですね。そして、この五原則は、一九九一年八月、ニューヨークで日本の外務省の国連局幹部が当時のグールデン・国連事務次長に日本の基本方針を説明し、その英文を相手側に手交しております。

さて、この文書の内容は、五原則が守られていないという問題については今述べました。その点についての答弁は要りません。この五原則については今後とも国連との間での確認事項として生かされいくのかどうなのか。この確認が今度のPKO法の改正によって一部変更するということがあり得るのか。あるいは国連と約束されたこの五原則の内容については複数されるのかどうなのか。その問題についてお答えをいただきたい。

○國務大臣(小淵恵三君) 今般の法改正は、いわゆる参加五原則の枠内で行われるものであり、これを何ら変更するものではございません。いずれ

○立木洋君 一つだけ。

私は、この問題に関しては、先ほど申し上げましたように、憲法にも反しており、国会で約束した五原則もじゅうりんされる内容が現実に存在している。同時に、それのみならず、国会で約束した、凍結した行為さえ行おうとしておるという状態、このような軍事優先に進めるという方には断然同意できないし、こういうふうな法案は直ちに撤回するということを改めて強く要望して質問を終わります。

○國務大臣(久間章生君) 先ほど私が答弁した中で引用した条項が間違つておりましたので、その点については条項を撤回させていただきます。

○委員長(及川順郎君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(及川順郎君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。

本日、竹村泰子さん及び田村秀昭君が委員を辞任され、その補欠として前川忠夫君及び泉信也君が選任されました。

○委員長(及川順郎君) 休憩前に引き続き、国連平和維持活動等に対する協力に関する法律の連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の改正案につきまして御報告いたします。

本日、竹村泰子さん及び田村秀昭君が委員を辞任され、その補欠として前川忠夫君及び泉信也君が選任されました。

○泉信也君 海外でそういう日本の方が自衛隊の隊員の方々と一緒に活動する、同じ組織の中という意味ではありませんけれども、同じ目的で活動するということは起こり得るわけですね。その場合には、今おっしゃつたようにまだ憲法問題との関係もあつてできないというお答えですけれども、日本人の生命、財産を守るということは日本政府の大変重要な役割であるわけですが、どうしそれができるない、どうして憲法に抵触する、どの部分で抵触するかというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(茂田宏君) 憲法上の問題を含め、種々の観点から慎重に検討する必要があるという観点から今後検討していくといふことでござります。したがいまして、ただいま現在、こうい

ことは、これは一つの大きな進歩だと思います。これに加えて、仮に周辺に日本人のボランティアいうような方がいらっしゃった場合、そういう方々の生命を守るために派遣された防衛庁の職員、自衛隊員がどうやって機能できるかということが今回の改正の中には盛り込まれていないと思われますが、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○立木洋君 お答えいたします。

法の見直しの過程におきまして我々いろんな問題点を検討いたしましたが、そのうちの一つに警護業務の追加の問題というのがございました。ただ、警護任務を付与するという点につきましては、これは武器使用のあり方との密接な関連を有するということで、憲法上の問題も含めて種々の観点から慎重に検討する必要があるということをございまして、今回の改正法案では三点だけに絞らせていただいたということでございます。警護任務の問題につきましては、今後の検討課題にしていきたいというふうに考えております。

○泉信也君 海外でそういう日本の方が自衛隊の隊員の方々と一緒に活動する、同じ組織の中という意味ではありませんけれども、同じ目的で活動するということは起こり得るわけですね。その場合には、今おっしゃつたようにまだ憲法問題との関係もあつてできないというお答えですけれども、日本人の生命、財産を守るということは日本政府の大変重要な役割であるわけですが、どうしそれができるない、どうして憲法に抵触する、どの部分で抵触するかというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(茂田宏君) 憲法上の問題を含め、種々の観点から慎重に検討する必要があるという観点から今後検討していくといふことでござります。したがいまして、ただいま現在、こうい

○泉信也君 「中国側が明示的な同意を与えていたかどうかということを検証する必要があるうかと思います。」という御答弁がございまして、これは「化学兵器の遺棄につきまして」ということですが、中国側が何らかの書類を提示しておるわけですか、日本側に。

この答弁は、中国側が一般武器その他を含めて何らかのこういものを受け取りましたという書類があつて、その書類の中に化学兵器は含まれてないから明示的な同意を与えていないというふうに答弁をしておられると私は受けとめるんですが、どうですか。

○政府委員(阿南惟茂君) 中国側が、そういうふうに化学兵器についてはどういうふうな言い方をしておるわけではございません。ただ、近年中国側とこの化学兵器の処理について話し合いをもう累次という以上に緊密にやつておりますが、その冒頭から中国側は、化学兵器の残置と申しますか中國に残すことについて中国側が同意したことはないということを一貫して主張している、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○泉信也君 それに対して外務省はどう反論しておられますか。私は、ボツダム宣言の武装解除の話もしました。所有権、処分権の話もいたしました。中国側は、日本は遺棄したのではない、武装解除されて全く丸裸にされたんではないか、しかも大砲、野砲、そういうものと一体的に接收されたんではないか、私はそういうふうに申し上げたわけですが、どういう反論を日本政府としてなさつておられるんでしょうか、遺棄したのか、遺棄していないのかということについて。

○政府委員(阿南惟茂君) これは話し合いの中で、今、先生が言及されましたボツダム宣言の規定の話もそういう中で出たことは事実でございます。

何遍も申し上げておりますように、先方はそういうものを同意の上で残していくと言つたことはないというわけでございますから、そこに今ある化学兵器が日本本製のものであり旧日本軍の

ものであつたということになりますと、先方の同意が明示的ない以上は、これは日本が残しているものだと、それはいろいろ議論がございましたが、しかし結論はそういうことでございます。

○泉信也君 そこが私は理解できないんです。ほかの武器は全部とつてはいるわけでしょう。化學砲彈だけは別だと、どうしてそんなことが外務省として納得できるんですか。そんなことはありますまいしで申します。

先日來もお話を申し上げましたけれども、日本共同声明とかあるいは友好条約という言葉が外務省の方からもたびたび出てまいります。私は、一九五一年以来、ハルバ嶺を中心砲弾等を移したときには何らかの意思表示が中国側からありましたかという質問に対して、そういうのは国交もなかつたのでありませんでしたと、それはそれで理解します。しかし、それほどの大問題であれば、日本共同声明あるいは一九七八年の友好条約のときには何らかの意思表示があつてしかるべきだと私は思いますが、何かあつたんでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 後の御質問の方からお答え申し上げますが、御案内のように、経緯的にはこの問題について中国側から提起されたのは一九九〇年ぐらいだったたと思います。それでございまして、一九七二年とか七八年の日中國交正常化、平和友好条約締結のときには、中国の中でこの化学兵器が引き起こす事故というようなものが発生したから引き渡さなかつた。じゃ、どうしたといふんですか、日本軍の兵隊は、おっしゃるようなだけ、そういうものをきちんと明細を渡して引き渡しを完了したものが恐らく大部分だと思うんですね。それはもちろん中には、捨ててあるいは隠してという部分もなかつたとは僕は思ひません。しかし、今おっしゃるように、化学兵器だけは別な扱いをするほど日本に余裕があつたとおっしゃるんですか、その時点です。

○政府委員(阿南惟茂君) その現場現場の状況は、もちろんつまりにいたしませんが、先生がおっしゃいましたように、通常の兵器は引き渡したけれども化学兵器の方は引き渡さなかつた、それが常識で考えられないだろうという御指摘だと受けとめておりますが、先ほど申し上げましたような理由で、ある程度そういうことはあつたんではないかな、そう非常識な判断ではないんではないかなと私どもは思つております。

○泉信也君 局長と話しておるとどこの国の代表かと私は思ひますね。そんなことはあり得ないで

たものでござりますから、終戦時に日本軍がそういうものを、国際法上使用を禁止されていたよう

ですから、とてもそういうことは常識で考えられないということではないのではないかというふうに考えております。先ほど防衛庁の方からも、

普通の武器の引き渡しについての記録はある程度あるけれども、化学兵器も含めて引き渡したという記録はないという御答弁がございましたけれども申し上げましたが、先ほども申し上げましたように、考えております。

○泉信也君 化学兵器については、そういうこともあつたのかなというふうに考えております。

○政府委員(阿南惟茂君) 中国側が合意したかしていかないかと

いうのは、ほかの兵器についてそれでは合意した書類がありますかと言つても出さないじゃないですか。ほかの兵器については確かに受け取りましたと中国側が言うならば、そしてその中に化学兵器がないならばさらに議論をする必要はあるけれども、中国側の明示的な受け取ったという書類がない以上、化学兵器についてないからないんだ、遺棄したんだというような論理は成り立たないで

しょう。弾は別だ、日本軍が勝手に遺棄したんだ、そんなこと考えられますか。

しかも、この前の御答弁では、所有権あるいははいささか無理がある、こういうふうに考えるはいささか無理がある、こういうふうに考えるに、現在化学兵器がある、それは日本のものである、旧日本軍の持つていたものである。中国側がそれを残置しているという同意をしていないという状況でござりますから、これはいわゆる条約上の遺棄化学兵器だ、こういう認識なわけございませんでした。それでは、日本に所有権があるといたことで、今から中国側に引き渡した武器を返せということが言えるわけですか、国際法上。

○政府委員(阿南惟茂君) 化学兵器禁止条約の詳細につきましてはまた別途もし必要ならば御説明申し上げますが、先ほども申し上げましたよう

に、現在化学兵器がある、それは日本のものである、旧日本軍の持つていたものである。中国側がそれを残置しているという同意をしていないといふ状況でござりますから、これはいわゆる条約上の遺棄化学兵器だ、こういう認識なわけございませんでした。それでは、日本に所有権があると

はいささか無理がある、こういうふうに考えるに、調査団を出して、しかも対応を進めておられるようであります。外政審議室としては、この禁止条約に基づく遺棄された化学兵器といふものは、日本が明示的に本当に現中国領土内に意識的に捨ててきたものだという認識で対応しておられるわけです。

○政府委員(登誠一郎君)

日本軍が意識的に捨てたかどうかという判断は私どもの方ではないたしかねますけれども、現実の問題として、そこに旧日本軍が使つていた、あるいは保有していた化学兵器

器が残置されておるということと、それを遺棄国と申しますか保有していた國の責任で撤去するというのがこの化学兵器禁止条約上の義務であると、いふことから、この条約に日本が署名しまして加盟国となつたわけでございますので、それによつて生じる義務を果たしていくという觀点から、政府としてはその責任を果たすという觀点で、またこの問題は多岐にわたる技術的、専門的な知識等が必要でございますので、政府全体として取り組んでいるということございます。

○泉信也君 保有していた國、日本が保有していることは明確にわかるわけですね、たといふことはこれは明確にわかるわけですね、出でてきたわけですから。しかし、それが、ボツダム宣言を受諾したところで所有権、処分権を含めてどうなつたかといふことが化学兵器禁止条約の遺棄に当たるかどうかという議論を私はさせていただいているわけで、その部分の議論を抜きにして日本軍が保有してあつたんだからというようなことで対処されるというのは、少しおかしいんじゃないでしょうか。条約に基づいて処理をすると言ひながら、その部分を明快にしなければ一步前進できないんじやないでしようか。

○政府委員(登城一郎君) 外務省の方からの御答弁にもございましたとおり、政府としては、これは遺棄されたもの、そういう認識でございます。したがいまして、それに基づいて準備を進めているということで御理解いただきたいと思います。

○泉信也君 二度にわたつてお尋ねをいたしましたけれども、遺棄されたものという事柄について全く明らかになりません。

私は、この問題は、前回も申し上げましたように、一兆円もかかるかもしれない、あるいは十年ではおさまらないかもしだい大きなプロジェクトであり、しかも中国大陸だけではない、ほかの国からも要求されてくるかもしれない。そういう非常に大きな問題の処理に取り組んでおられるわけですから、根つこの部分を明らかにして進む必要があると思うんです。

私は、この七十万発が多いとか少ないかという

ようなことは専門家ではないからわかりませんが、柿谷勲夫という軍事評論家の方の話によりますと、硫黄島でも十万発しか撃つていない、あるいは沖縄戦でも二十万発しか撃つていない。そういう通常砲弾に比べて化学砲弾というのは千発とか百発に一発ぐらいだ。だから、仮に化学砲弾が七十万発あるとするならば、通常砲弾は七億から七千万発、それぐらいあつたということになるのではないか、こういう指摘をしておられます。

ですから、私は今、「一発でも七十万発でも同じでありますけれども、本当に日本が遺棄したのかどうかといふのはもつと詰めてほしい。その上で日本がやらなきやならぬことであれば、一兆円かかろうが三兆円かかろうが私はやるべきだと思います。もう一度、いずれの機会かにお尋ねをさせたいただきたいと思います。

○委員長(及川順郎君) 委員長からお願いがございます。

これは、非常に今の質疑者の質問は重要な問題でございますので、村岡官房長官の所見があれば、この際、発言を求めます。

○國務大臣(村岡兼造君) 今のやりとりを聞いておりましたけれども、よく私の方も調べさせていただきます。

○佐藤道夫君 最初に、法案の関係でお尋ねいたします。

形式的な法解釈の問題を最初にお尋ねいたしましたが、まず、現行法を前提にいたしまして、現地で隊員が正当防衛の要件を完全に具備していないのに具備していると考えまして相手方を射殺した場合に、刑法上の犯罪が成立することは間違いないと思ひますけれども、殺人罪が成立すると考えます。

○佐藤道夫君 それでは、改正法が実現したといなことがこの要件に該当しない場合は、形式的に該当する場合以外は人に危害を加えてはならないという規定でございます。

したがいまして、実際の対応は、仮定の議論でござりますけれども、相手を殺傷するというようないい處の規定でございます。

○佐藤道夫君 私が聞いてているのは殺人罪が、ケース・バイ・ケースでしようけれども、一般論とすれば成立するのかということですから、もう少し簡単に何を要領よくまとめられないのでしょうか。ちょっと遺憾ですけれども、結論だけでもはつきり言つてください。

○政府委員(太田洋次君) それが形式的に殺人罪に、外的にはそれが当たるというふうに見えました場合にも、この条項に従つた要件のもとでの武器の使用の結果そういうことがあっても、それは要件に該当して加罰の対象にならないというようなことがござります。

○佐藤道夫君 こういう設例を挙げましょ。

現地で隊員が現地住民の酔っ払いに絡まれて殴りかかられる、つい腹立ち紛れにその場で射殺した、これはもうもちろんPKO法案の了解していることではございませんから明らかな殺人犯だと思います。こういう場合に、自衛隊として

のことを聞いているんじゃないです。現行法を前提にしてということを私は最初に断っていますが、柿谷勲夫という軍事評論家の方の話によりますと、硫黄島でも十万発しか撃つていない、あるいは沖縄戦でも二十万発しか撃つっていない。そういうふうにはつきり聞いてもよろしいと思います。その態様によりまして云々というのも結構なことですから、殺人罪の成立はお認めになりますか。

○政府委員(太田洋次君) 現行法のもとにおきまして、この法の要件に該当しないことがございまして、その態様に基づきまして何らかの処分等があり得るということだけは申し上げられます。

○佐藤道夫君 私、刑法上の殺人罪に該当するかというふうにはつきり聞いてもよろしいと思いまして、その態様によりまして云々というのも結構なことですから、殺人罪の成立はお認めになりますか。

○政府委員(太田洋次君) 委員御案内のとおり、現行法では、自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の隊員の生命、身体を防衛するためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用することができます。

○佐藤道夫君 私が聞いてているのは殺人罪が、ケース・バイ・ケースでしようけれども、一般論とすれば成立するのかということですから、もう少し簡単に何を要領よくまとめられないのでしょうか。ちょっと遺憾ですけれども、結論だけでもはつきり言つてください。

○政府委員(太田洋次君) それが形式的に殺人罪

端的にお答えせよといふことではございませんけれども、実際にはここにございますように厳密に法律の要件がございます。それから、結論だけでもいいということも書いております。

○政府委員(太田洋次君) 上官がある場合には上官が各種状況を判断して、その上官の命令によることを原則とするというのが今回の法の趣旨でございます。そこで、先生お尋ねの、個人でそれを判断しておきましては、上官がある場合には上官が各種状況を判断して、その上官の命令によることを原則とするということが今回の法の趣旨でございます。

まず一般的に申し上げれば、この場合、上官の判断、命令が明らかに間違っているという場合はいたという非常に希有な例でございます。そういう場合にどうなるかということでございます。

まず一般的に申し上げれば、それに従うとしておきましては、上官が非常に希有な例でございます。

まず一般的に申し上げれば、この場合、上官の判断、命令が明らかに間違っているという場合はいたという非常に希有な例でございます。そういう場合にどうなるかということでございます。

まず一般的に申し上げれば、それに従うとしておきましては、上官が非常に希有な例でございます。

まず一般的に申し上げれば、この場合、上官の判断、命令が明らかに間違っているという場合はいたという非常に希有な例でございます。そういう場合にどうなるかということでございます。

まず一般的に申し上げれば、それに従うとしておきましては、上官が非常に希有な例でございます。

まず一般的に申し上げれば、この場合、上官の判断、命令が明らかに間違っているという場合はいたという非常に希有な例でございます。そういう場合にどうなるかということでございます。

り慎重に対応しなければならないということです。そう慎重に対応する中でもこのPKO法案でやることについては憲法上問題ないということで法案を出させていただいて、そのつもりでおつたわけですが、ございますけれども、PKOの本体業務については凍結ということに国会の御意思として修正されておりますので、その辺も踏まえながら、やはり国民の世論の推移等も十分見きわめ、国会の御論議等も見きわめながらこれから先対処していくと思つてはいるところでございます。

○佐藤道夫君 いずれにしろ、積極的な姿勢での問題を取り上げて取り組んでいただきたいと思う感じがいたします。別に私タカ派的な意見を述べているつもりは全くないのでありますまして、公平の観念、正義の観念からすればこれは当然のことではないかという気がして仕方がないわけあります。ただ、これから検討をお願いしたい、こういうわけであります。

次に、外交会談における通訳のあり方を、全く話は変わりますが取り上げてみたいと思います。政府の要職にある人が外国のやはり同じような立場にある者と会談をする場合、私もそういう会談に加わったことがありますけれども、日本側は日本側で日本の通訳、大体外務省の係官とかそういう人が同行していく、向こうは向こうで同じように向こうの政府の要人、それに向こうの政府の通訳がついてくるということで会談をします。日本語を我々話しますと通訳である外務省の係官が相手方の言葉に翻訳する、相手方がまた自国語でしゃべりますと相手方の通訳が日本語に直すということで、お互いに通訳同士、誤訳がないかどうかということを慎重に確かめ合いながら会談が進行していくところはこれは当たり前のことでありまして、どこの国でもこういうことをやっておるんだろうと思います。

これは与党の要人の場合も私と同じだらうと思ひます。例えば、自民党の三役あるいは幹事長代理の方が外国の要人と会談をする、あるいは向こうが政府の立場にある場合には政策の協議も行われます。

外務省としてもこういう場合に、ちょっと困ります、うちの通訳を使ってくださいと普通なら言うのであります。しかし、外務省の耳に入らない限り一体どういうことになつておるのか。この橋本ケースあるいは金丸ケースなんというのはごくごくありふれたことで、外務省の耳に入らない限りは何もこんなことは干渉しておりませんというのかどうなのか、ちょっと教えてください。

○政府委員(浦部和好君) まず、一般論といったしまして、与党の幹部の方が外国の要人と会談をされる、そういう場合には、その会談自身が、例えば我が国の外交政策であるとかあるいは対外関係上大変重要なと考えられ、なおかつ我が方関係者の方から具体的な要請等があれば、そういうものの、を踏まえて必要に応じまして適切な外務省員を通訳に充てているということは言えるかと思います。

また、先生は具体的に二つ事例を御指摘になりました。

一九九〇年のいわゆる自民党代表団及び当時の社会党代表団訪中のケースでございますが、これはまさに外務省員が通訳としてもきちんと同行をしておりました。ただ、先生が今まさに御指摘になりましたのような事情で、金日成主席と極めて少人数の我が方の代表団の方との会談には残念ながら我が方の通訳を確保できなかつた、出席を確保できなかつたということは事実でございます。

また、当時の橋本民主党幹事長代理、これは八年の例えれば訪中でございますが、このタイミングにつきましては、実はやや官僚的なことを申し上げて恐縮でござりますが、我が方のその種の文書の保存規定というのがございまして、そういうものが規定に従いましてもう廃棄されておりますのですから、具体的に我が方の文書の中でだれがその際通訳に当たつたかということはつまびらかではございません。

以上でございます。

なが大騒ぎをしている。ちょっとした会談のルールを守ってくれればそれでいいわけでありまして、当方も通訳をつける、あなた方もあるた方の度とないようひどつ注意をしてください。もちろん会談の中身にもよりますけれども、國の政策について向こうと協議をするようなそういう重大会談の場合には、できるだけ在外公館と相談をしてあるいは外務省と相談をして通訳を出させるということで処理してもらいたいということを申し入れていただきたいと思うんです。

○國務大臣(小淵恵三君) 佐藤委員は与党ということで御指定ございました。もとより与党という立場で政府とともにその責任を負つておることですから非常に重要なことだと思いますが、私は、与野党にかかわらず、国会議員といふものの、ある意味で特別職の公務員として大きな責任を負っているということだと想うので、従前は便宜供与の求めがあればそれに対して協力を申し上げるという立場でいたしてきたんだろうと思います。しかし今、政府・与党、また議員の重み、こういうことを考えますと、このことが将来にわたつていろいろな問題を提起するということがあってはよろしくないことだらうと思います。

そういう意味で、政府としては御協力申し上げる立場だらうと思いますけれども、そういうことで遺憾なきを期すように与党とも十分連絡をとつてみたいと思っております。

○佐藤道夫君 ちょうど官房長官も来ておられるのですから、これは実は民主党の党首の場合にも何か向こうに行つて向こうの政府要人の奥さんを通訳をしてもらつたという話も伝わつておりますけれども、やっぱり野党第一の党首ともなれば、おのずと発言の重みが増すわけですから、普通の重要な政策会談、政治会談と考えていいのではないか。向こう側の人に通訳をしてもらう、これもちよつと私軽率過ぎるという氣もしております。

す。

たた、これは週刊誌で読んだだけですから、事の真偽はわかりません。官房長官の方からも改めて各党に対しまして、我が二院クラブはミニ政黨ですから結構ですけれども、しかるべき政党に対して、特に自民党を中心といたしまして、こういうことのないよう留意の上にも留意をしてほしいということを、政府として申し入れていただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤道夫君 全然趣旨を理解していないんですね。でも、各政党の方に言えるのかどうか、私は言えませんけれども、失礼ですけれども。私が言つたのは、重要な会談をする場合には、会談のルールに従つてお互いそれぞれ信用のおける通訳をつけて話し合うということです。後日、いや、訳だとか、そんな話はしていないとか余計な紛糾を招くことも防げるのではないかと。念のために最近の例にかんがみまして、御注意申し上げますよといふようなことぐらいなら言つてもよろしいじゃないかと、それだけのことなんですよ。まあ、でも嫌なら結構ですよ。

○國務大臣(村岡兼造君) 重要な会談だか何か、ほかの政党の人が行くのに、私はわからないわけですね。嫌ならやめてもいいというから、これは言えないだろうと私は思つております。

○佐藤道夫君 最後に、最近の外圧の問題をちょっと取り上げさせてください。

これは実は行財政改革委員会でも取り上げて、橋本総理に質問したことになります。外務大臣もおられたので聞いておられるだろうと思います。

○佐藤道夫君 最近、もう日本の経済が大変な国際問題になつて、あらゆる国際会議でこれが話題になつていろいろお話をござりますけれども、これは私の方で言えるかどうか、与党には言えるかもしませんけれども、各政党の方に言えるのかどうか、私は言えません。ないんじゃないかなと、こう思っております。

んな注文が日本につくる。これが一般的的、抽象的な問題であるならば、ああ御忠告ありがとうございますで済むわけですが、減税をしろ、あるいは不良債権問題を速やかに断固たる措置をとつて解決しようとすることになりますと、これは率直に申し上げまして明らかに内政干渉だらう。

例えは、景気対策として減税をやるか大幅な公共投資をするか、そういうことはもうその国の選択の問題ですから。それから、不良債権というのは極端に言えばこれは債権者と債務者の問題であつて、国といえども介入できないことなんです、本来は裁判所以外は。そういうことにつきまして外国から何とか断固たる措置をとれと言われて乗り出すというふうなことは、私に言わせるともう明らかな内政干渉だらう。

この前のサミットでも取り上げておりましたが、何かあれを見ておりますと、明治初年に歐米諸国が、先進国、文明国と称する国が、東洋の一未開発国をつかまえまして、おまえのところはなつていなからこうやれと言わんばかりの印象も私は受けたものでありますて、やっぱりこういう問題については毅然として、やるべきことはやつておる、余計なことは言わぬでくれと言うのが私は政府の筋だらうと思います。

そして、四月九日だつたでしようか、柳井外務事務次官がはつきりと、具体的な政策にわたることについては余計な口出しをしないでくれといふことをアメリカの國務次官に対して申し入れをしたということが新聞報道されておりました。あれはもちろん外務大臣の指示を受けての申し入れだと思いますけれども、本来ならばやっぱりあれぐらいいのことになりまつたら外務大臣の問題として、向こうの國務長官に内政干渉がいのことはやめてくれということを申し入れてほしかつたという氣もするわけであります。

それから、サミットの問題につきましても、不良債権解決のために早期に速やかに断固たる措置をとれと、サミットの共同声明の中に入つておる

○國務大臣（小淵惠三君）同盟國のそれぞれ重要な役割を持つておられる方々が、相手国の政策にわたつてのいろいろ御發言があるということについて、これが今委員御指摘のように好意あるアドバイスなのか内政干渉にわたるものかということは、一つ一つなかなか判断のしにくい問題だらうというふうに率直に思います。思いますが、時に經濟政策につきましては、昨年来、特にアメリカの責任者から我が國の政策についていろいろ御發言をいただきました。かく申し上げる私に対しましても、ワシントンに参りましたときに財務長官からお話をありましたけれども、私は外務大臣でございまして直接の大蔵大臣としての責務を負つていませんが、ありがたいアドバイスとしてはお聞きしますけれども、しかしそれが日本の政策に直接及ぼし得る立場にないということを申し上げたわけでございます。

いずれにしてもその辺の分かれ目がなかなか難しいわけで、いいアドバイスは聞かにやならぬと思ひますし、そういう意味で我が國の政策を何が強圧的に変えさせようということであるとすれば、これは我々政治家のみならず、國民においてもやはりそのことが相乗作用を起こしてはいけないんじやないかと思います。

ただ、柳井次官の發言もありましたが、こういふ問題についてのお互いの發言ぶりについて慎重を期さなきゃならない、お互いに政治家の發言を、またそれを拡大していくといふような方向へどんどんなつてまいりますと、売り言葉に買い言葉みたいな話になつてしまふと双方にとつて好ましいことではないということで、本当に紳士的に必要な忠言は忠言として承りますが、その辺をわざとえてお互いやろうじゃないかといふのが次官の反論といいますか、米側に対しての注文だつたといふように記憶しております。

○佐藤道夫君 最後になりますけれども、これか
らもまた再三再四こういう問題が取り上げられる
のではないかと思います。外国もまた、言葉は悪
いですけれども、國に乗つていろんなことを言つ
てくることも考えられるので、どうかひとつ筋道
だけは曲げないようにならうと、今後も対応していただきたいと思
います。國を乗つて、質問を終ります。

○委員長（及川順郎君） 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございません
か。

○立木洋君 私は、日本共産党を代表してPKO
協力法の改正案について反対の討論を行います。

○委員長（及川順郎君） 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。

○御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○立木洋君 私は、日本共産党を代表してPKO
協力法の改正案について反対の討論を行います。

PKO協力法とは、もともと戦後初めて武装し
た自衛隊を海外に派遣するもので、我が国憲法の
平和的条項を真っ向から踏みにじつたものであります。憲法第九条は、戦争 武力による威嚇と武
力の行使を永久に放棄し、國際社会にいかなる名
目でも軍事的に関与しないことを高らかに宣言し
ているからであります。

しかるに、今回の改正案による武器使用原則等
の変更は、憲法第九条に対する政府の解釈、さら
にはPKO参加五原則の一層重大な変更であり、
断じて容認できません。

本改定は、これまでの国会答弁を公然と投げ捨
て、上官の指揮命令によつて部隊として組織的に
武器使用をするということで、これはまさに憲法
第九条が永久に放棄した威嚇と武力による威嚇と武力の
行使そのものであり、憲法の根本にかかる重大
な国会答弁の変更であります。

ところが、政府は、武力の行使に当らないと
する結論を主張するだけで法的な根拠を示すこと
さえもできず、だれもが納得させる道理ある説明
さえできなかつたことにも合意だとする根拠のな
きを示していると言えます。

現行法の自衛隊員の武器使用は、刑法の正当防衛、緊急避難の場合以外に人に危害を加えてはならないとしてきましたが、武装された自衛隊の組織として上官の命令によるとなるならば、刑法三十五条の規定による正当行為として、武器の使用による条件は急迫な場合でなくともよくなるし、その武器使用が隊員の生命等の防護のために必要最小限という限定され、より拡大された武器の使い方さえできることになります。この点でも武力行使に該当するのであります。

その上、国連は平和維持軍に対し、任務遂行を実力で阻止する企てに対しても武力の行使を認めていました。しかも、国連のPKOマニュアルによれば、装甲車や重機関銃や迫撃砲をも携帯することができます。これができるようになります。

本改定では、上官の命令で武器の使用がなされ、その使用が統制されるなら、他の外国の部隊が任務の遂行の妨害を排除するために行う武力行使と一体にならないという保証もまた全くないのです。

自衛隊を初めて海外に派兵するPKO協力法は、アメリカが血であがなつても日本は協力をすべきだという湾岸戦争での圧力に追随した、アメリカの世界戦略への積極的な軍事貢献の第一歩であつたことは新しいガイドラインの動きを見ても今や明らかであります。

しかも、本法改正によって、新ガイドラインを含めた海外での自衛隊の活動、特に武力行使に対する制約の取り払いを公に認知させる契機となり、アメリカの軍事活動が公然と参加できる道を切り開くものであります。

最後に、憲法を幾重にもじゅうりんする本法案は廃止し、国際紛争の解決を武力によるのではなく、平和的手段による眞の国際貢献の道を確立すべきことを強く求めて、反対の討論を終わります。

○委員長(及川順郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、これより採決に入ります。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(及川順郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(及川順郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

平成十年六月十六日印刷

平成十年六月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K